

第 5 次秋田市教育ビジョン 原案

令和 8 年 8 月
秋田市教育委員会

第Ⅰ章「計画の策定にあたって」

第 I 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、第11次秋田市総合計画（平成19年3月）の策定を一つの契機として、教育を取り巻く様々な課題等を整理するとともに、本市教育の目指すべき方向を明確にするため、平成20年3月に第1次秋田市教育ビジョンを策定しました。

その後、本市教育を取り巻く状況に対応しながら、5年ごとに教育ビジョンを策定し、学校教育や社会教育において、教育ビジョンに掲げた重点施策に取り組むとともに、毎年の点検・評価を通して、教育施策の着実な推進に努めてきました。

急速に進む人口減少・少子高齢化や、AIをはじめとするデジタル化の進展など、社会が変容する中、新学習指導要領の考え方を踏まえ、令和8年3月に策定した第15次秋田市総合計画との整合を図りつつ、本市教育を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、次期計画として第5次秋田市教育ビジョンを策定します。

【秋田市教育ビジョン】

第1次（平成20年3月策定）平成20年度～平成24年度（5年間）

第2次（平成25年3月策定）平成25年度～平成28年度（4年間）

第3次（平成29年3月策定）平成29年度～令和3年度（5年間）

第4次（令和4年3月策定）令和4年度～令和8年度（5年間）

2 計画の位置付け

本計画は、教育を取り巻く様々な課題等を整理するとともに、将来展望を踏まえた本市教育の方向性を明らかにし、今後取り組むべき施策の展望を示すものであり、その位置付けは次のとおりです。

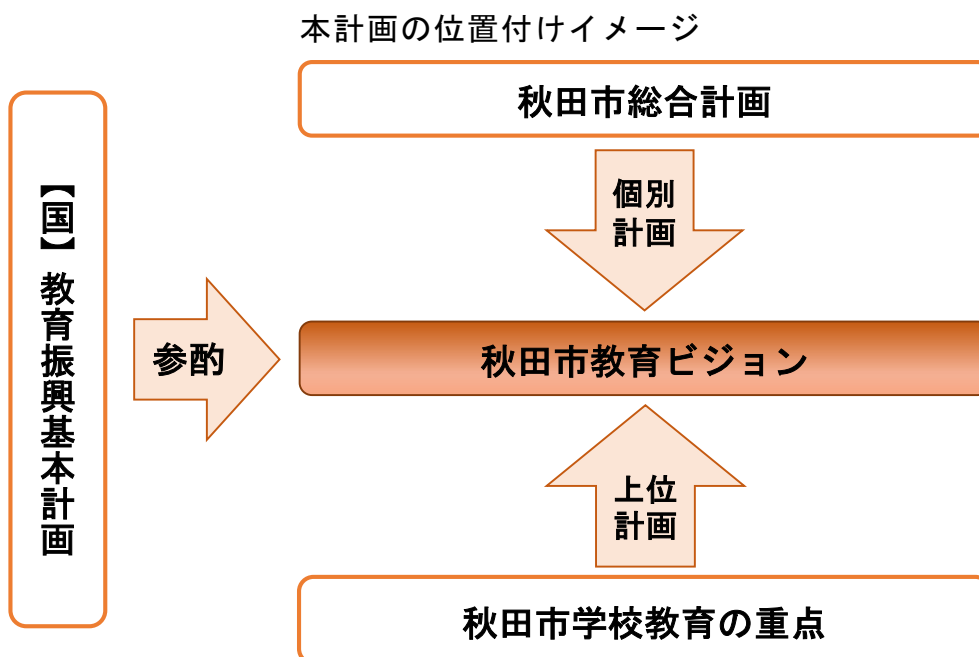
- (1) 教育基本法第17条第2項の規定に基づいて策定する本市の教育振興基本計画
- (2) 本市学校教育における目標の具現化を図る「秋田市学校教育の重点^{※1}」の上位計画
- (3) 市政推進の基本方針である「秋田市『プラスの循環』プラン（第15次秋田市総合計画）」の教育部門における個別計画
- (4) 秋田市社会教育中期計画^{※2}および秋田市子ども読書活動推進計画^{※3}は上位計画である本計画に統合

教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）（抄）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。



3 計画の期間

令和9年度から令和13年度までの5年間

4 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクル（Plan-Do-Check-Action）の考え方に基づき行います。

PDCAサイクルの「Check」は、教育委員会事務の点検・評価^{※4}により行い、その結果を、次年度以降の施策・事業の改善に生かしてまいります。

※1 秋田市学校教育の重点

秋田市教育ビジョンの体系に基づき、毎年度、すべての小・中学校が取り組むべき「重点事項」や各教科等の指導重点事項をまとめたもの

※2 秋田市社会教育中期計画

本市社会教育に関する施策を体系的かつ計画的に推進するため、その指針を定めるとともに具体的な施策の方向性を示す計画

※3 秋田市子ども読書活動推進計画

子ども読書活動推進法第9条第2項に規定する子どもが読書を通じて豊かな心を育み、生きる力を身につけられるよう読書環境の整備に取り組むための計画

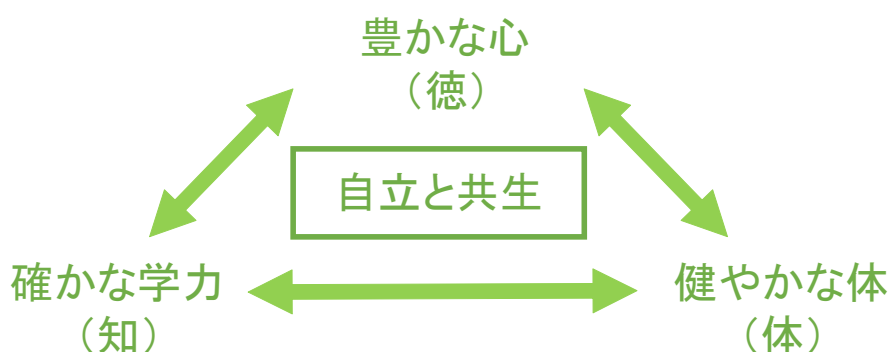
※4 教育委員会事務の点検・評価

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の所管する事務の管理および執行の状況について、毎年、点検・評価を行い、施策・事業の改善を図るもの

第Ⅱ章「本市教育の目指す姿」

第Ⅱ章 本市教育の目指す姿

郷土あきたの未来をつくる 「自立と共生」の人づくり



【目標1】

志を持ち「徳・知・体」の調和がとれた子どもをはぐくむ教育の充実

【目標2】

生涯を通じて学び、人生を豊かにする教育の充実

【目標3】

将来にわたり安全安心で快適な教育環境の整備

学校教育・社会教育

※イメージ

1 計画期間（５年間）を通じて目指す教育の姿

郷土あきたの未来をつくる「自立と共生」の人づくり

現代は、人口減少・少子高齢化の加速化や、グローバル化、デジタル技術の急速な進展に加え、感染症の感染拡大や、気候変動、国際情勢の不安定化など社会の変化が激しく将来予測が困難な「VUCA^{※5}の時代」と言われています。こうした先を見通しにくい時代において、様々な変化や社会課題と向き合い、多様性を包摂しながら、新たな価値を創造していく人材の育成が求められており、教育の果たす役割はますます重要となっています。

そのため、本市では、予測できない未来に向けて市民一人ひとりが、困難な状況にも主体的に向き合い、よりよい社会を描きながら課題を解決していく「自立」の力と、他者の個性や価値観、多様な背景を尊重しつつ、協働して社会を創造する「共生」の力を身に付けることが大切であるとの考えに立ち、平成20年3月に第1次秋田市教育ビジョンを策定して以来、「自立と共生の力をはぐくむ教育」の実現を目指し、各種施策の推進に努めてきました。

本計画では、郷土への誇りと愛着を持ち、多様化・複雑化する社会を力強く歩む子どもをはぐくむための学校教育と、誰もが生涯を通じて学びを続け、豊かな人生を送るための社会教育の充実に向けて、「自立と共生」を本市教育における普遍的な理念として従前の計画から継承しています。その理念の実現に向け、一人ひとりが志と意欲を持つ「自立」した人間として、主体的に新たな価値を創造し、未来を切り拓く力と、自らの個性や能力を最大限に発揮しながら、他者と「共生」し、互いに支え合い、高め合う力をはぐくむことができるよう、ICTを活用した教育や多様性を尊重した教育の推進など、社会の変化に柔軟かつ的確に対応しながら、本市教育の更なる発展を目指します。

※5 VUCA

「Volatility（変動性）」、「Uncertainty（不確実性）」、「Complexity（複雑性）」、「Ambiguity（曖昧性）」の4つの単語の頭文字をとった造語

2 計画の目標

本市教育の目指す姿の実現に向け、次の3項目を本計画の目標として位置付け、学校教育と社会教育を相互に連携させながら、各種施策の推進と充実に努めます。

【目標1】志を持ち「徳・知・体」の調和がとれた子どもをはぐくむ教育の充実

人口減少・少子高齢化や多様性の浸透、急速な技術革新などにより社会が大きく変化し、将来の予測が困難な時代においては、自ら課題を見だし、多様な他者と協働しながら新たな価値を創造していく力が求められており、その基盤となる「豊かな心（徳）」「確かな学力（知）」「健やかな体（体）」をバランスよくはぐくむことが重要です。

本市では、「徳」が他者と協働しながら自立して生きていくための原動力であり、「知」や「体」と一体となって子どもの生きる力を高めるとの考えのもと、よりよい社会の形成に主体的に関わろうとする「志」を持った子どもをはぐくむ教育を推進します。

【目標2】生涯を通じて学び、人生を豊かにする教育の充実

「自立と共生」の力は、生涯にわたって、多様な場で様々な学習経験を積み重ねていく中で身に付くものです。

「人生100年時代」と言われる中であって、一人ひとりの学ぶ時期や進路が複線化する人生のマルチステージモデルへと転換することが予測されており、今後は、子どもや若者、社会人、高齢者など、誰もが年齢を問わず生涯にわたって学び、活躍できる環境を整備することがますます重要になってきます。

本市では、市民一人ひとりが、いつでもライフステージに応じた学習の機会が得られ、学習成果を生かしながら、生きがいや満足感を感じ、豊かな人生を送ることができる教育の充実に努めます。

また、地域のつながりの希薄化といった課題に対応しつつ、予測困難な社会環境の変化に柔軟に対応できるよう、本市の文化振興やスポーツ振興等の取組も踏まえ、総合的に社会教育の充実に努めることにより、地域コミュニティづくりを推進します。

【目標3】将来にわたり安全安心で快適な教育環境の整備

少子化やデジタル化の進展など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもたちの健やかな成長を支え、多様な子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す教育環境の整備をより一層進めていく必要があります。

そのため、将来にわたり子どもたちにとって良好な学校教育環境を提供できるよう、学校の適正配置とともに、ICT環境や学校施設の整備、安全な学校給食の提供、通学路の安全確保などといった様々な面から環境整備を推進します。

また、社会教育施設における計画的な施設設備の改修・更新を行うとともに、市民の多様なニーズに対応し、年代や障がいの有無などに関わらず誰もが生涯にわたり安全で快適に利用できる社会教育の環境づくりに努めます。

第Ⅲ章「本市教育の現状と課題」

第Ⅲ章 本市教育の現状と課題

令和4年3月に策定した第4次秋田市教育ビジョンに基づき、様々な取組を進めてきましたが、本計画に掲げる本市教育の目指す姿の実現に向けた今後の施策の方向性を明らかにするため、各種調査結果等を踏まえた本市の現状と課題を整理します。

なお、本章における図表のデータについては、特に記載がない場合は、本市に関するものです。

1 人口および児童生徒数、学級数（学校数）の状況

本市の人口は、戦後、周辺町村との合併を経て急増し、高度成長期以降も一貫して増加を続けてきましたが、2003（平成15）年には減少に転じました。2005（平成17）年には、河辺町・雄和町と合併して、33万人になりましたが、その後も減少が続き、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）によると、2050（令和32）年には、約22万人になると推計されています。

生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は、戦後増加を続けてきましたが、2005（平成17）年以降は減少に転じています。

また、年少人口（15歳未満）は、1950年代前半には「団塊の世代」、1970年代には「団塊ジュニア世代」の誕生により増加しましたが、長期的には減少傾向が続き、1990年代後半には老年人口（65歳以上）を下回りました。

老年人口は、生産年齢人口が順次老年期に入ったことや平均余命が延びたことから、一貫して増加を続けていますが、2020年代以降は、10万人前後で推移すると推計されています。

児童生徒数・学級数・学校数の推移

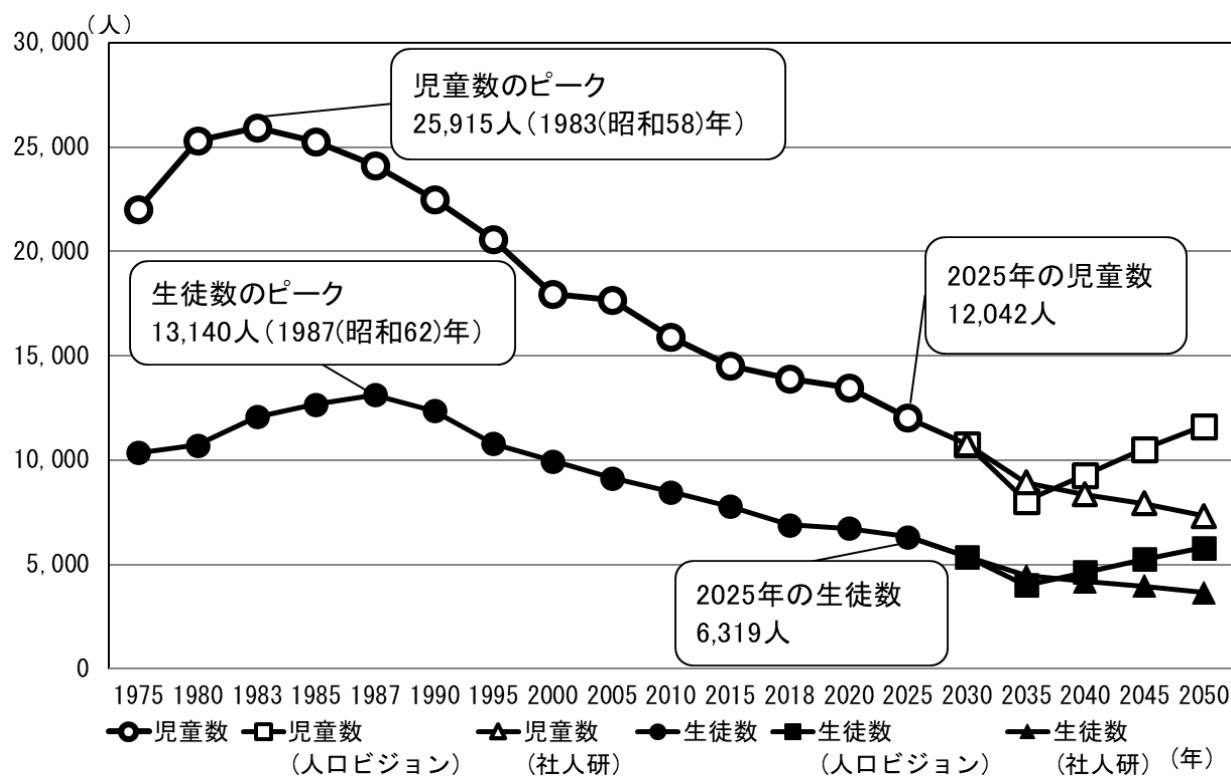
項 目		2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
小学校	児童数(人)	13,491	12,042	10,773	8,933	8,347	7,922	7,326
	学級数(学級)	505	446	416	359	336	329	322
	学校数(校)	41	38	－	－	－	－	－
中学校	生徒数(人)	6,742	6,319	5,378	4,457	4,169	3,963	3,664
	学級数(学級)	248	222	194	161	152	147	137
	学校数(校)	23	19	－	－	－	－	－

※2030年以降は、社人研推計（令和5年12月）を基に児童生徒数と学級数を推計したもの

総人口の減少に伴い、本市の児童生徒数についても、1980年代のピーク時に比べて半分程度と大幅に減少しています。

本市では、秋田市人口ビジョン^{※6}で人口の現状分析と将来展望を掲げています。一方、社人研の推計では、2020（令和2）年と比較して、2050（令和32）年の児童生徒数は半減することが見込まれています。

児童生徒数の推移と見込み



このような中、今後、学校の小規模化が進行することで、学級での話し合い活動や、児童会・生徒会活動、部活動といった様々な集団活動に困難をきたすなど、学校運営にも大きな影響が生じることが懸念されています。

今後も、本市の人口減少対策を勘案しつつ、将来の児童生徒数を見据え、良好な教育環境を維持する必要があります。

※6 秋田市人口ビジョン

秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略のもと、目指すべき将来人口と本市施策の取組の方向性と視点を定めたもの

2 学校適正配置の取組の状況

本市では、学校適正配置の取組を進めるため、平成31年3月に策定した「秋田市小・中学校適正配置基本方針^{※7}」に基づき、令和元年7月から、7つの地域ごとに地域ブロック協議会を設置し、学校統合の方向性（学校の組合せ）について協議しています。

また、地域ブロック協議会において学校の組合せが決定した地域では、統合の可否を検討するため、当該校の関係者で構成する学校統合検討委員会を設置し、統合の時期や統合後に使用する校舎、学区の広域化に伴う通学手段などを協議しています。

さらに、統合に合意が得られた学校においては、学校統合準備委員会を設置し、交流事業の実施やスクールバスの運行計画の策定、記念式典の開催など、統合の実現に向けた具体的な準備作業を行っています。

今後も、地域住民や保護者と共通理解を図りながら、将来のよりよい学校のあり方について、協議を継続していく必要があります。



地域ブロック協議会



学校統合検討委員会



学校統合準備委員会



記念式典

※7 秋田市小・中学校適正配置基本方針

地域ブロックごとに将来の望ましい学校数の上限を定めた「秋田市小・中学校配置案」に地域協議の進め方などを加えた、本市における学校の適正配置の基本的な考え方を定めたもの

※ 8 年度の内容に更新予定

適正配置に関する地域協議の取組状況(令和7年12月現在)

	【第1段階】地域ブロック協議会 統合の方向性を協議・決定	【第2段階】統合検討委員会 統合の可否を検討・決定	【第3段階】統合準備委員会〔統合時期〕 統合の実施に向けた具体的な準備作業
中央	<u>①築山小、中通小</u> <u>②旭北小、旭南小</u> <u>③八橋小、寺内小</u> 保戸野小 川尻小 泉小 秋田南中 山王中 泉中	→ ①築山小、中通小 → ②旭北小、旭南小 → ③八橋小、寺内小 → 保戸野小と明徳小は、将来的に2校での統合を検討	→ ①築山小、中通小〔令和12年4月(予定)〕
東部	<u>④広面小、太平小、下北手小</u> 明徳小 旭川小 東小 桜小 <u>⑤太平中、下北手中、城東中</u> 秋田東中 桜中	→ ④広面小、太平小、下北手小 → ⑤太平中、下北手中、城東中	→ ②広面小、太平小、下北手小〔令和7年4月〕 → ③太平中、下北手中、城東中 〔太平中は令和5年4月〕 〔下北手中は令和6年4月〕
西部	<u>⑥日新小、浜田小、豊岩小、下浜小</u> 勝平小 <u>⑦秋田西中、豊岩中、下浜中</u> 勝平中	→ ⑥浜田小、豊岩小、下浜小 → ⑦秋田西中、豊岩中、下浜中	→ ④秋田西中、豊岩中、下浜中〔令和5年4月〕
南部	<u>⑧牛島小、上北手小</u> <u>⑨仁井田小、四ツ小屋小</u> 大住小 御所野小 城南中 御野場中 御所野学院中	南部地域は、地域ブロック協議会において、小学校の統合の方向性(学校の組合せ)を協議中	
北部	<u>⑩土崎小、土崎南小</u> <u>⑪飯島小、下新城小、金足西小</u> <u>⑫上新城小、飯島南小</u> 港北小 高清水小 外旭川小 <u>⑬土崎中、将軍野中</u> <u>⑭秋田北中、飯島中</u> 外旭川中	→ ⑧土崎小、土崎南小 → ⑨飯島小、下新城小、金足西小 → ⑩上新城小、飯島南小 → ⑪土崎中、将軍野中 → ⑫秋田北中、飯島中 → 金足西小は将来的に飯島小との統合を検討	→ ⑤土崎小、土崎南小〔令和8年4月〕 → ⑥飯島小、下新城小〔令和9年4月〕 → ⑦上新城小、飯島南小〔令和4年4月〕
河辺	<u>⑮岩見三内小、河辺小、戸島小</u> ⑮岩見三内中、河辺中	→ ⑬河辺小、戸島小 → ⑭岩見三内小、河辺小 → ⑮岩見三内中、河辺中	→ ⑧河辺小、戸島小〔令和8年4月〕
雄和	雄和小 雄和中	雄和地域は望ましい学校数のため、要請に応じて地域ブロック協議会を開催	

下線の学校は教育委員会が示した統合案

令和7年度全国学力・学習状況調査※⁸によると、本市では「毎日、同じくらいの時刻に寝る」と回答した子どもの割合が、全国に比べると、小学生では約3ポイント、中学生では約5ポイント、「毎日、同じくらいの時刻に起きる」と回答した子どもの割合は、小・中学生共に約1ポイント上回っています。また、「朝食を毎日食べる」と回答した子どもの割合は、小学生では約1ポイント、中学生では約3ポイント、上回る結果となっています。

現在、子どもにとってインターネットやSNS等の利用は日常生活の一部となっており、また、学習やコミュニケーションの場面でICTを活用するなど、1日の利用時間も増加している傾向にあります。

今後も、一人ひとりの子どもの状況に応じて、規則正しい生活習慣や望ましい食習慣を身に付けさせることができるよう、家庭や地域と連携した取組の充実を図ることが必要です。

毎日、同じくらいの時刻に寝る子どもの割合（％）

区 分	秋田市	全 国
小学生（6年）	85.5	81.9
中学生（3年）	85.9	81.0

毎日、同じくらいの時刻に起きる子どもの割合（％）

区 分	秋田市	全 国
小学生（6年）	92.4	91.0
中学生（3年）	93.5	92.6

毎日、もしくは、どちらかといえば
毎日朝食を食べている子どもの割合（％）

区 分	秋田市	全 国
小学生（6年）	94.7	93.7
中学生（3年）	94.9	91.2

（出典）文部科学省：令和7年度「全国学力・学習状況調査」

※8 全国学力・学習状況調査

全国的に児童生徒の学力の状況を把握する調査。平成19年度から文部科学省が実施している。対象は小学校6年生、中学校3年生で、国語と算数・数学などについて行う。児童生徒や学校に対する質問調査では、学習意欲や生活習慣、学校環境などについても調査する。

平日のインターネットの利用時間 ※7年度データに更新予定

①学習への利用 (％)

	利用なし	1 時間未満	1 ～ 2 時間	2 ～ 3 時間	3 ～ 4 時間	4 時間以上
小学校 5 年生	35.5	38.9	16.4	4.5	2.1	2.6
中学校 2 年生	32.5	49.5	10.8	3.9	1.9	1.4

②学習以外の利用 (％)

	利用なし	1 時間未満	1 ～ 2 時間	2 ～ 3 時間	3 ～ 4 時間	4 時間以上
小学校 5 年生	12.5	20.0	26.0	19.8	10.0	11.7
中学校 2 年生	4.0	11.5	28.6	30.0	12.4	13.4

(出典) 秋田県教育委員会：令和6年度「スマートフォン等、インターネット利用実態調査」

写真

4 家庭、地域との連携の状況

本市では、家庭や地域との連携を図りながら、協働して支え合おうとする心や、よりよい人間関係を築く力をはぐくむことを目指して「人と人との絆づくり」を大切にした教育を推進しています。各校においては、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）※⁹を核として、保護者や地域の方々からの意見を学校運営に生かすなど、家庭や地域と連携した様々な取組を推進してきました。

これまで、学校と家庭が協力しながら、保護者が参加する学校祭やスポーツ大会などの学校行事、親子で行う清掃やあいさつ運動等の活動、地域巡回等の安全指導を行っているほか、学校と地域との連携により、地域の行事などへの子どもの参加、地域の方々をゲストティーチャーとして招いての授業の実施、見守り隊による登下校時の安全指導、子どもと地域住民が協力して行う清掃・除雪活動などが行われています。

今後も、子どもが地域の一員として地域や社会に関わり、ふるさとへの愛着や誇りを持てるよう、学校運営協議会を中心に、学校、家庭、地域の三者が一体となって子どもの成長を支える連携・協働体制の充実を図ることが必要です。

郷土に根ざした学習活動の実施状況 (%)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
郷土の伝統芸能や祭りについて体験を通して学ぶ活動	73.2	57.1	65.9	60.0	76.9	45.0
郷土の先人の偉業や、郷土の歴史について学ぶ活動	90.2	42.9	85.4	50.0	89.7	35.0
郷土の産業における課題や、今後の産業のあり方について考える活動	53.7	71.4	53.7	80.0	43.6	70.0

（出典）秋田市教育委員会：「教育経営に関する調査」

地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか (%)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小学生6年	88.6	90.2	
中学生3年	85.8	83.7	

（出典）文部科学省：「全国学力・学習状況調査」

学校運営協議会の設置状況と協議事項

(1) 令和7年度学校運営協議会の構成人数（全55協議会）

合計(人)	平均(人/校)
478	8.7

※市立小・中学校59校のうち、雄和小・中学校、岩見三内小・中学校は、小中で1協議会を設置

（出典）秋田市教育委員会：令和7年度「学校運営協議会委員の推薦について」集計結果

(2) 令和7年度主な協議事項

【小学校（38校）】

項 目	学校数(校)	割合(%)
確かな学力の育成（授業改善の取組）	38	100.0
保護者、地域との連携	38	100.0
学校評価	38	100.0
児童生徒の安全確保（登下校時、災害時等）	37	97.4
いじめ（自校の実態、未然防止策等）	37	97.4
人と人との絆づくり（絆づくり教育プラン）	36	94.7
不登校（自校の実態、教育相談体制等）	33	86.8
健やかな体の育成（体力・食育）	29	76.3

【中学校（17校）】

項 目	学校数(校)	割合(%)
確かな学力の育成（授業改善の取組）	17	100.0
不登校（自校の実態、教育相談体制等）	17	100.0
いじめ（自校の実態、未然防止策等）	17	100.0
保護者、地域との連携	16	94.1
学校評価	16	94.1
人と人との絆づくり（絆づくり教育プラン）	15	88.2
児童生徒の安全確保（登下校時、災害時等）	14	82.4
道德教育の充実	10	58.8

※岩見三内小・中学校、雄和小・中学校については、小学校で集計

（出典）秋田市教育委員会：令和7年度「学校運営協議会の活用状況に係る調査」

※9 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）

委員（教育委員会から任命された有識者、地域関係者や保護者等）が、学校運営に参画し、目指す子ども像を共有しながら、地域とともにある学校づくりを進め、子どもの成長を地域全体で支えていく取組

5 教育D X※10の推進

本市では、児童生徒一人一台端末と高速ネットワーク環境を整備し、デジタル教材やクラウドを活用した授業改善に取り組んでおり、子ども一人ひとりの理解度や興味・関心に応じた個別最適な学びと、考えを共有し合う協働的な学びの充実に努めています。また、校務支援システムの導入により、成績処理や出欠管理等の効率化を進め、教職員の負担軽減と働き方改革の推進に取り組んでいます。

今後、技術革新による社会全体のD Xの進展を踏まえ、生成A I等、新しい技術の活用に関する指導や個人情報の保護、不正アクセス防止などのセキュリティ確保が重要となることから、デジタル技術の適切な活用やネットワーク・セキュリティ対策等について研究を進め、教育D Xの更なる推進に努めていく必要があります。

タブレット端末を活用した学習活動例

個別学習	・A Iドリルを用いたドリル学習 ・デジタル教科書を用いた予習、復習 ・プログラミング ・インターネットを用いた検索 ・カメラ、動画ソフトを用いた画像・動画の記録、編集 ・文書作成ソフトを用いた学習活動のまとめ ・作曲サイト、イラスト作成ソフト等を用いた制作活動 ・思考ツールを用いた考えの整理 ・デジタルデータの蓄積（ポートフォリオ）
協働学習	・協働学習支援ソフトを用いた考えの共有、協議 ・大型提示装置（電子黒板等）を用いた考えの比較、検討 ・コメント機能を活用した子ども同士による相互評価 ・プレゼンテーションソフトを用いた発表資料の共同編集 ・フォーム（アンケート）作成ソフトを用いた意見の収集、分析 ・オンライン会議ソフトを用いたオンライン授業の配信

校務支援システムの主な機能

機能名	効率化した内容
学籍管理	児童生徒情報の集約・一元管理、転出入・進学管理
成績管理	成績処理、通知表作成、学習履歴の管理
教職員向け機能	連絡掲示板、文書管理、日課・時間割管理、出勤簿
保健管理	健康診断、保健室の利用記録、保健日誌作成 (一部外部ソフトを使用)

※10 教育D X（デジタルトランスフォーメーション）

デジタル技術とデータを活用して、教育のあり方そのものをよりよく変革することを指す。

6 豊かな心をはぐくむ教育の状況

【道徳性や人間関係づくりに係る取組の状況】

各校では、よりよく生きるための基盤となる道徳性をはぐくむため、全教育活動を通じた道徳教育の推進に努めるとともに、自己を見つめ、人としてのあり方について考え、語り合う道徳科の充実に取り組んでいます。

また、集団活動を通して、自他のよさを認め合って協力することの大切さや、人の役に立つことへの喜びを感じ、よりよい人間関係を築く力をはぐくむことができるよう、互いの心が通い合う学級づくり・集団づくりに努めています。

地域においては、子どものしつけや家族の大切さなどを学ぶ家庭教育学級等を実施し、家庭の教育力の向上に取り組んでいます。

今後も、様々な人との関わりを通して、自己を見つめ、人としての生き方についての考えを深めるとともに、多様性を尊重し、支え合い、共に生きようとする心をはぐくむことができるよう、学校と家庭、地域が一体となって、豊かな人間性をはぐくむ取組を推進していくことが必要です。

道徳性に係る子どもの状況（肯定的な回答をした割合）（％）

※ 8 年度データに更新予定

項 目	小学校	中学校
自分には、よいところがあると思う	90.1	88.9
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う	97.7	97.2
人の役に立つ人間になりたいと思う	97.8	97.3
人が困っているときは、進んで助けている	95.0	92.6

（出典）文部科学省：令和 7 年度「全国学力・学習状況調査」

【人間関係づくりに係る体験活動等への取組の状況】

各校では、自分や相手のよさを理解し大切にすることの態度や、進んで他者と関わろうとするコミュニケーション能力をはぐくむため、集団活動、体験活動の充実に努めています。

また、自らの生き方を考え、自己と他者、地域や社会とのつながりを実感する郷土に根ざしたキャリア教育を、特別活動を要とした教育活動全体を通じて推進し、学校行事や体験活動等の工夫に努めています。

今後も、子どもたちが主体的に他者と関わり、協働することの大切さや人と人との絆のすばらしさを実感することができる学習や体験活動の充実を図ることが必要です。

体験活動等の取組状況 (％)

項 目	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
異年齢集団による交流	100.0	90.5	97.6	80.0	100.0	85.0
自然体験や社会体験等	85.4	100.0	85.4	100.0	82.1	100.0
幼児、高齢者、障がいのある方々とのふれあい	68.3	47.6	70.7	50.0	82.1	70.0

(出典) 秋田市教育委員会：「教育経営に関する調査」

【読書活動への取組の状況と学校司書^{※11}の配置状況】

各校では、全校一斉読書活動や読み聞かせ、ブックトークの実施など、読書の楽しさにふれる機会の充実を図るとともに、学校図書館の書架整理や展示スペースの工夫により、本を身近に感じることができる環境づくりに努めています。

また、本市では、平成30年度から学校司書配置事業を実施し、すべての市立小・中学校に学校司書を配置しており、各校において、学校司書と連携した学校図書館の環境整備や読書活動への支援が進められています。

今後も、読書を通して感動や喜びを味わうことができるよう、発達の段階に応じた読書活動や、各教科等と関連する本の活用、市立図書館と連携した読書活動などにより、読書習慣の定着や読書意欲の向上のための取組を計画的に進めることが必要です。

読書活動の実施状況（実施している学校の割合） (％)

※ 8 年度データに更新予定

項 目	小学校	中学校
全校一斉の読書活動	100.0	100.0
読み聞かせやブックトーク	100.0	20.0
読書紹介カードや読書はがきの作成	62.0	70.0
図書委員会などによる、本の紹介や読書集会の企画、良書紹介	94.9	70.0

(出典) 秋田市教育委員会：令和 7 年度「教育活動の状況等に関する調査」

※11 学校司書

学校図書館の環境整備や読書活動の支援を行う職員

7 学力の状況 ※8年度データに更新予定

各校では、基礎的・基本的な知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力の向上を図るとともに、学ぶことの喜びや意義を実感させ、学んだことを自らの生き方に生かそうとする態度をはぐくむよう努めています。

また、保護者の理解と協力を得ながら、家庭における学習習慣の定着を図る取組が進められています。

全国学力・学習状況調査においては、国語、算数・数学、小学校理科の各領域ごとの平均正答率は、理科の「エネルギー」を除き、全国平均を上回りました。中学校理科はIRT^{※12}を活用したオンライン方式で実施され、IRTスコアは全国平均を上回りました。無解答率は、全国平均と比べて低い状況にあります。学習についての質問調査では、「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」など、主体的・対話的に学習活動に取り組んでいる子どもの割合は、小学生・中学生共に全国平均を上回っています。

秋田っ子・あい調査^{※13}においては、「『もっとやってみたい』『もっと学んでみたい』と思うことがある」「話し合ったり、教え合ったりする活動が好きだ」「話合いのときには、自分の考えなどを述べている」と回答した子どもの割合が高く、意欲的に学習活動に取り組んでいる状況にあります。

今後は、基礎的・基本的な知識や技能に加え、知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力をはぐくむとともに、一人ひとりの子どもの学習状況に応じた指導のより一層の充実を図ることが必要です。

※12 IRT

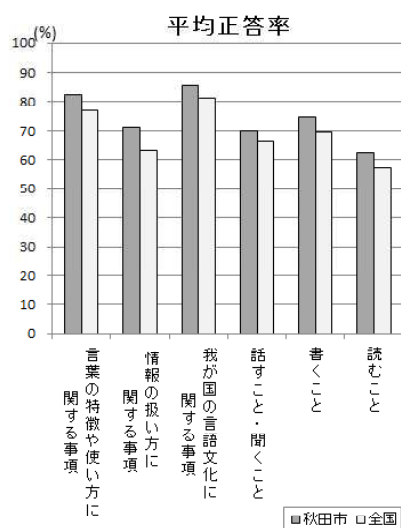
児童生徒の正答・誤答が、難易度や測定精度などの問題の特性によるのか、児童生徒の学力によるのかを区別して分析し、学力スコアを推定する統計理論。結果は、IRTスコア（IRTに基づいて学力を推定し、500を基準にした得点で表したもの）で示される。

※13 秋田っ子・あい調査

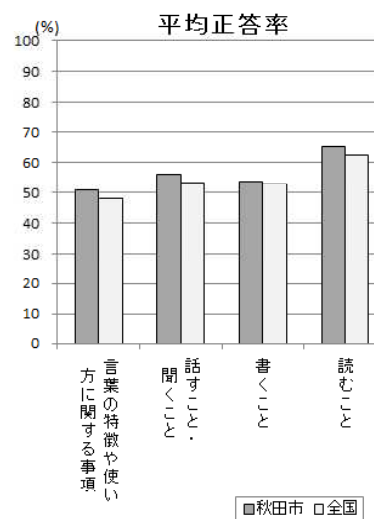
小学校5・6年生、中学校1～3年生を対象とする、児童生徒の学習や生活等に関する意識や実態を把握する調査

【教科調査から】＊令和7年度の結果 ※8年度データに更新予定

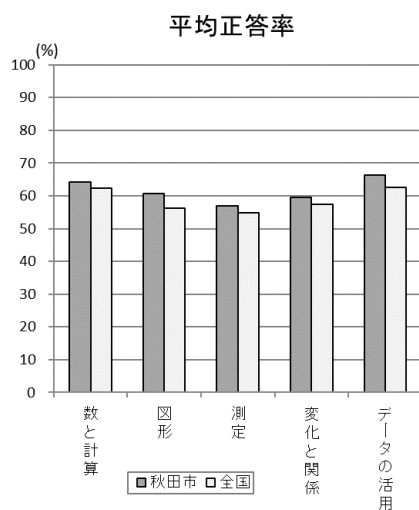
小学校国語



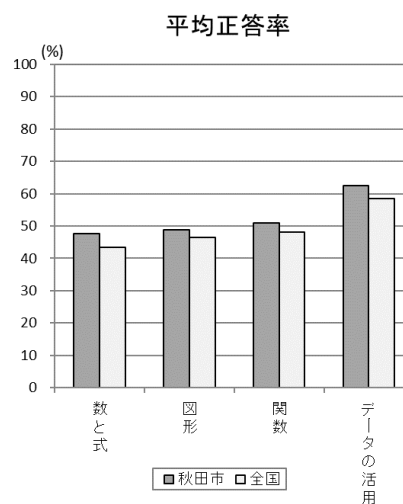
中学校国語



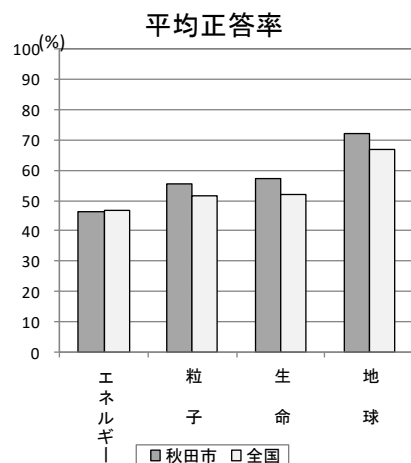
小学校算数



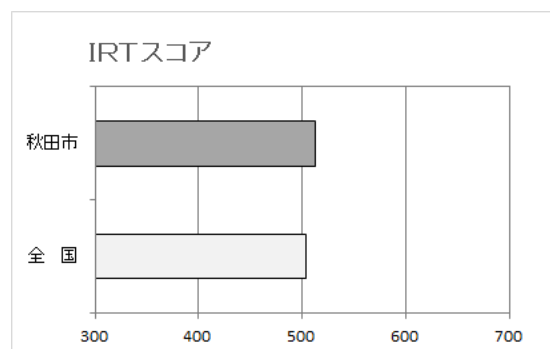
中学校数学



小学校理科

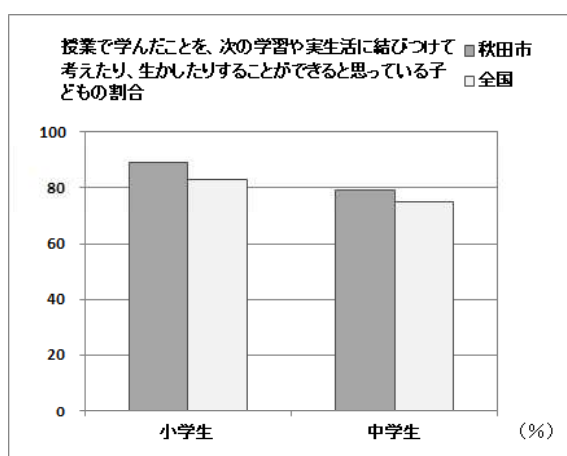
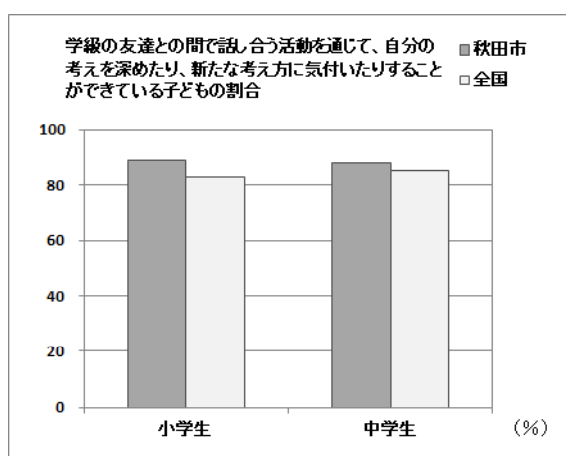
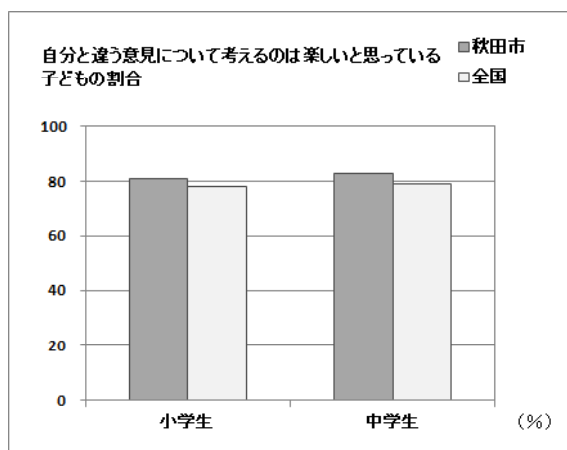
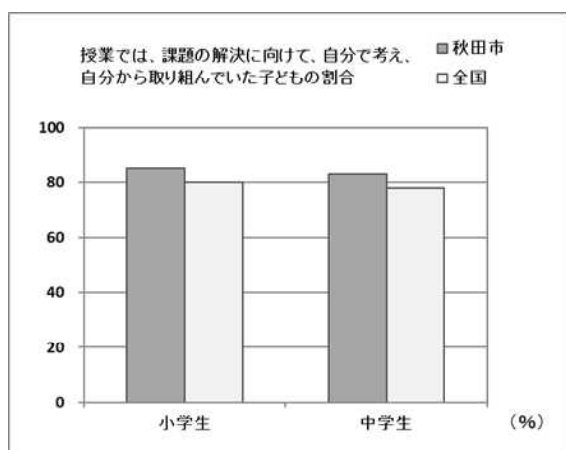


中学校理科



【児童生徒質問調査から（学習について）】＊令和７年度の結果

※８年度データに更新予定



（出典）文部科学省：令和７年度「全国学力・学習状況調査」

【【知】確かな学力をはぐくむために（肯定的回答）】

(%)

質問項目	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3
「もっとやってみたい」「もっと学んでみたい」と思うことがある。	90.9	89.9	90.0	87.7	86.4
話し合ったり、教え合ったりする活動が好きた。	84.6	85.0	85.9	85.3	85.4
話し合いのときには、自分の考えなどを述べている。	79.5	81.1	83.6	81.8	84.4

（出典）令和７年度「秋田っ子・あい調査」（７月調査）

※８年度データに更新予定

8 ICT環境の状況

【学校のICT環境の状況】

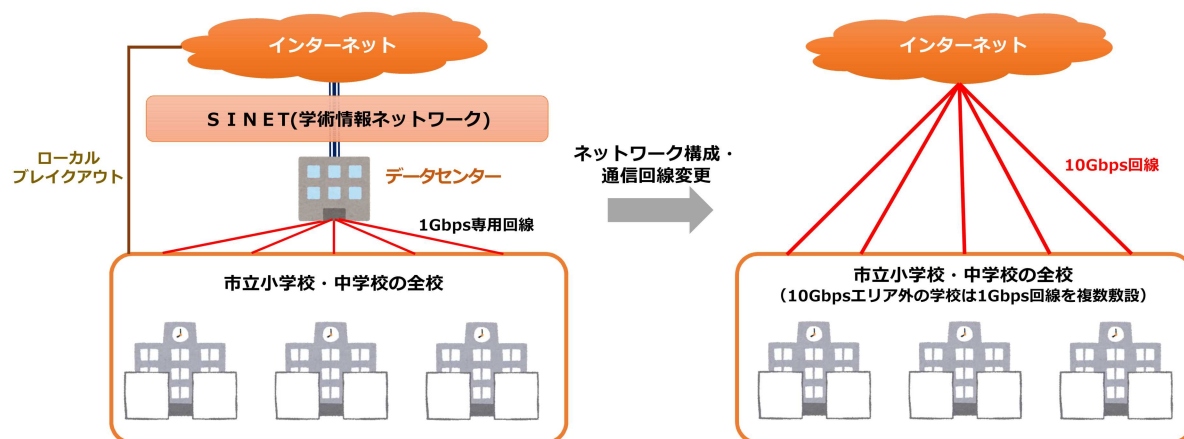
次代を担う子どもたちには、主体的に情報技術を活用し、他者と協働しながら課題を発見し解決策を見出したり、新たなアイデアや価値を創造したりする力などをはぐくむ必要があります。

社会の急速な変化に伴い、必要とされる資質・能力も変わる中、「学び方」もまた、変化が求められており、本市では、ICTを活用した教育の推進が必要であるとの考えから、学校におけるICT環境の整備を図るため、GIGAスクール構想※¹⁴に基づき、令和8年度からの第2期では、新しいタブレット端末へ更新するとともに、ネットワーク回線の充実を図っています。

また、学校現場へのサポートとして、機器、ソフトウェアの設定や操作、メンテナンスのほか、授業のサポートや教員研修への支援を行うICT支援員を配置し、タブレット端末を活用した学習を支援しています。

今後も、学校においてICTを活用した学習の充実を図るため、タブレット端末や校内LANなどの通信環境の管理・運用、学習用ソフトなどの更新により、引き続き、ICT環境の整備に努めていく必要があります。

GIGAスクール構想(学習系)ネットワーク構成図



ICT機器の保有状況（令和8年4月1日現在）（台）

項 目	小学校	中学校
タブレット端末	12,779	6,714
電子黒板	82	39
大型ディスプレイ	515	233

※14 GIGAスクール構想

令和元年度に国が打ち出した学校教育におけるICT環境に関する構想。

子どもたちが、これからの時代を生きていく上で、ICTを活用した情報活用能力の育成は重要であることから、情報教育環境の充実を図る。

＜第2期：令和8年度～令和12年度＞

第1期で導入したタブレット端末の更新に加え、高速大容量の通信ネットワークの整備を更に発展させるとともに、校務DXを推進するもの。

【教員のICTを活用した指導力の状況】

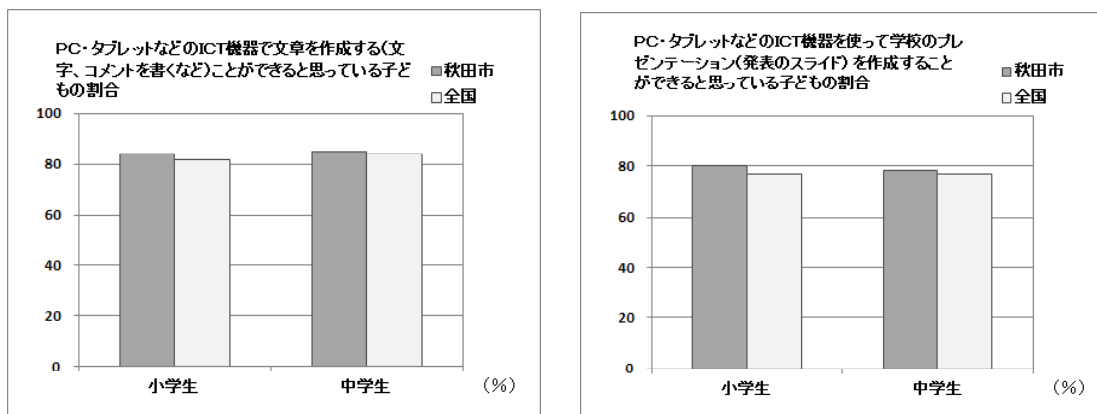
本市では、すべての児童生徒に配備された一人一台のタブレット端末と、大型提示装置の利用により、デジタル教材や学習用ソフトなどを効果的に活用することが可能となりました。

全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査において、「PC・タブレットなどのICT機器で文章を作成することができると思う」「学校のプレゼンテーションを作成することができると思う」と回答した子どもの割合は全国平均を上回っており、ICTの活用能力は高まっています。

教員のICTを活用した指導力については、タブレット端末を用いて授業を行う割合が増えているとともに、校務に活用する力や児童生徒のICT活用を指導する力などが高まっているなど、着実に伸びています。

今後も、タブレット端末を活用した個別学習や協働学習などの場面において、ICTを活用して指導する力や児童生徒の主体的かつ責任を持ったICT活用を指導する力の更なる向上を図ることが重要になります。

【児童生徒質問調査から】 * R8データに更新予定



(出典)文部科学省：令和7年度「全国学力・学習状況調査」

(1) P C ・ タ ブ レ ッ ト な ど の I C T 機 器 を 、 授 業 の 中 で 週 1 回 以 上 使 用 し た
児 童 生 徒 の 割 合 (%)

	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	令 和 8 年 度
小 学 校	83. 9 (85. 5)	90. 3 (89. 7)	
中 学 校	87. 7 (89. 0)	88. 3 (92. 2)	

※ () は 全 国 の 割 合

(出 典) 文 部 科 学 省 : 「 全 国 学 力 ・ 学 習 状 況 調 査 」

(2) 本 市 教 員 の I C T 活 用 能 力 に つ い て 質 問 事 項 に 「 可 能 」 「 や や 可 能 」
と 回 答 し た 教 員 の 割 合 (%)

質 問 項 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
教 材 研 究 ・ 指 導 の 準 備 ・ 評 価 ・ 校 務 な ど	88. 4	88. 5	90. 4
授 業 に I C T を 活 用 し て 指 導 す る 能 力	76. 3	77. 3	81. 3
児 童 生 徒 の I C T 活 用 を 指 導 す る 能 力	78. 6	81. 5	82. 1
情 報 活 用 の 基 本 と な る 知 識 や 態 度 に つ い て 指 導 す る 能 力	87. 8	88. 6	90. 3

(出 典) 文 部 科 学 省 : 「 学 校 に お け る 教 育 の 情 報 化 の 実 態 等 に 関 す る 調 査 」

写真

9 健康・体力の状況

【心身の状況】

家庭環境や価値観が多様化する中、子どもたちが心の健康を保つことができるよう、不安や悩みなどを抱えた際のＳＯＳの出し方やストレスの対処方法を身に付けることが大切です。

また、近年、肥満に伴う疾病や生活習慣病の危険性が指摘されている中、本市における肥満傾向児の割合は全国に比べ、小学５年生は若干多く、中学２年生は同程度となっています。

今後も、全教育活動を通じて、心身の健康の大切さについて理解を促すなど、家庭や地域との連携のもと、健康の保持増進を図ることが必要です。

児童生徒の心の健康に関する状況（肯定的な回答の割合）

※８年度データに更新予定（％）

項 目	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
自分には、よいところがあると思いますか	85.3	87.3	90.1	88.9		
将来の夢や目標を持っていますか	84.2	73.8	86.1	73.2		
普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか	92.5	90.5	94.2	91.2		

（出典）文部科学省：「全国学力・学習状況調査」

小学５年生の肥満度20%以上の割合（％）

区 分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
秋田市	12.51	13.12	
全 国	11.21	10.96	

中学２年生の肥満度20%以上の割合（％）

区 分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
秋田市	9.98	10.05	
全 国	10.26	10.08	

（出典）秋田市教育委員会：「学校保健統計報告書」

文部科学省：「学校保健統計調査」

【むし歯の状況】

近年、疾病構造の変化により、う歯や歯周疾患等の生活習慣が要因となる疾病の対策が重要度を増しており、生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培うことができるよう、身近な題材である歯・口の健康づくりを通して、健康教育の一層の推進を図ることが重要です。

本市では、平成23年度から小学校で、平成29年度からは中学校で、希望する児童生徒を対象にフッ化物洗口事業^{※15}を行っており、12歳児（中学校1年生）の平均むし歯本数は年々減少してきています。

今後も、事業を継続していくことにより、学校保健における児童生徒のむし歯予防対策の更なる推進と自らの健康に関する意識の向上を図っていく必要があります。

12歳児（中学校1年生）のむし歯本数の推移 (本)

区分	平成23年度	平成26年度	平成29年度	令和2年度	令和5年度	令和8年度
秋田市	1.96	0.94	0.79	0.59	0.39	
秋田県	1.8	1.1	0.8	0.6	0.4	
全 国	1.20	1.00	0.82	0.68	0.55	

フッ化物洗口事業への参加率 (%)

区分	平成23年度	平成26年度	平成29年度	令和2年度	令和5年度	令和8年度
小学校	88.3	89.0	91.3	92.9	90.5	
中学校	—	—	67.9	89.2	89.1	

歯と口の健康づくり教室^{※16}

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	23回	27回	
学 校 数	11校	16校	
人 数	917人	1,237人	

※15 フッ化物洗口事業

むし歯予防対策の一層の推進と児童生徒自らの健康に対する意識の向上を図ることを目的に、フッ化物洗口液を用いてブクブクうがいを行い、歯のエナメル質表面にフッ化物を作用させてむし歯を予防する事業

※16 歯と口の健康づくり教室

歯および口腔の予防方法を理解することにより、児童生徒が継続的、かつ主体的に健康づくりに取り組めるよう、学校歯科医等の講話や実技指導による学習を行う事業。

【体力・運動能力、運動習慣等の状況】

小学校5年生と中学校2年生を対象に実施した令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査^{※17}では、実技に関する調査の合計点（体力合計点）は、小学校男女、中学校男女で全国平均を上回っています。

種目別では、小学校男女の握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、立ち幅とび、ソフトボール投げ、中学校男女の握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、50m走、立ち幅とび、中学校男子の20mシャトルランで全国平均を上回っています。一方、小学校では、男女の50m走、中学校では、男女のハンドボール投げ、女子の20mシャトルランにおいて全国平均を下回っています。

また、運動習慣等調査では、学校の授業を除く1週間の総運動時間が420分以上の児童生徒の割合は、小学校男女、中学校男女で全国平均を上回っています。1週間の総運動時間が0分の児童生徒の割合は、中学校男女で全国平均を下回っています。一方、小学校男女は、全国平均を上回っています。

今後は、日常的に運動に親しむ場の確保に努めるとともに、十分な運動量の確保や運動の質の向上を図る授業づくりを推進することが重要です。

新体力テスト種目別経年比較（T得点^{※18}）

【小学校5年生（男子）】 (点)

年 度	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ソフトボール投げ	合計点
令和5年度	51.8	51.4	51.9	52.9	52.6	48.4	51.3	51.5	52.1
令和6年度	51.6	52.4	50.6	52.8	51.8	48.2	51.3	51.1	51.8
令和7年度	52.1	51.7	50.1	54.1	52.5	49.2	51.3	50.9	52.1

【小学校5年生（女子）】 (点)

年 度	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ソフトボール投げ	合計点
令和5年度	51.8	51.8	51.0	53.2	53.3	49.5	51.9	51.7	52.9
令和6年度	51.1	51.8	50.9	52.5	51.5	48.5	51.0	51.7	51.6
令和7年度	51.5	51.7	50.1	54.1	52.0	49.5	50.9	51.9	52.0

【中学校2年生（男子）】 (点)

年 度	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ハンドボール投げ	合計点
令和5年度	51.6	52.1	53.7	51.5	51.3	51.3	51.2	49.7	52.4
令和6年度	51.6	51.3	53.7	51.4	51.2	50.6	51.4	49.1	52.1
令和7年度	52.7	52.2	53.2	51.7	50.7	50.7	51.0	49.0	52.2

【中学校 2 年生（女子）】 (点)

年 度	握力	上体 起こし	長座 体前屈	反復 横とび	20m シャトルラン	50m走	立ち 幅とび	ハンドボール 投げ	合計点
令和 5 年度	50.1	50.7	52.3	50.1	49.0	50.5	48.9	48.9	50.2
令和 6 年度	51.1	49.9	53.4	49.9	48.6	49.6	49.8	48.7	50.2
令和 7 年度	50.8	50.1	51.9	50.5	48.8	50.0	50.0	48.9	50.3

1 週間の総運動時間における児童生徒の割合（体育授業を除く、（ ）は全国の割合）

【小学校 5 年生（男子）】 (%)

年 度	0 分	1 分～59分	60分～419分	420分以上
令和 5 年度	4.3 (4.6)	4.1 (4.4)	35.1 (40.9)	56.5 (50.1)
令和 6 年度	4.6 (4.8)	3.3 (4.4)	35.6 (40.3)	56.5 (50.5)
令和 7 年度	5.7 (5.3)	5.1 (4.5)	37.1 (42.1)	52.2 (48.1)

【小学校 5 年生（女子）】 (%)

年 度	0 分	1 分～59分	60分～419分	420分以上
令和 5 年度	8.2 (6.9)	11.1 (9.4)	48.6 (56.4)	35.1 (27.4)
令和 6 年度	7.8 (7.0)	10.3 (9.0)	51.0 (55.4)	30.9 (28.5)
令和 7 年度	10.6 (8.7)	9.4 (8.6)	48.4 (56.3)	31.6 (26.5)

【中学校 2 年生（男子）】 (%)

年 度	0 分	1 分～59分	60分～419分	420分以上
令和 5 年度	8.6 (9.4)	1.1 (1.6)	10.0 (11.4)	80.2 (77.7)
令和 6 年度	6.6 (7.5)	1.9 (1.7)	10.9 (13.2)	80.6 (77.6)
令和 7 年度	6.1 (7.7)	2.7 (1.7)	12.0 (14.0)	79.2 (76.6)

【中学校 2 年生（女子）】 (%)

年 度	0 分	1 分～59分	60分～419分	420分以上
令和 5 年度	23.4 (20.8)	6.1 (4.1)	14.7 (17.9)	56.5 (57.2)
令和 6 年度	16.6 (16.6)	6.5 (4.8)	23.1 (22.3)	53.8 (56.3)
令和 7 年度	16.0 (17.1)	3.8 (4.3)	23.5 (22.9)	56.6 (55.7)

（出典）スポーツ庁：令和 7 年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

※17 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

子どもの体力の状況を全国的に把握・分析することにより、体力の向上に係る施策の検証と改善を図ることを目的としてスポーツ庁が実施している調査（調査対象は小学校 5 年生、中学校 2 年生）

※18 T 得点

全国の種目別平均値を50点と換算して、全国平均値に対する本市の種目別平均値の相対的位置を示したもの

10 幼保小連携や小中一貫した教育の取組の状況

各小学校では、架け橋期のカリキュラム^{※19}を作成し、幼保小の教員・保育士間の情報交換や子ども同士の交流活動を行うなど、連携した取組の推進に努めるとともに、スタートカリキュラムを作成して子どもの発達や学びの状況を理解し、幼児期の教育から小学校教育へのつながりを意識した指導の充実を図っています。

今後も、学びや育ちのつながりを踏まえた連携のあり方について、幼保小で話し合い、理解を深めるとともに、発達の段階に応じた指導の充実を図ることが必要です。

幼保小の相互理解を図る機会の状況 (％)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
合同での研修会を行っている	36.6	61.0	69.2
幼児と児童の交流活動を行っている	46.3	75.6	84.6

(出典) 秋田県教育委員会：「教育課程編成状況等に関する調査」

※19 架け橋期のカリキュラム

幼保小の教職員が学びや育ちのつながりを意識した連携体制の充実を図るため、就学前の5歳児から小学校1年生までの2年間に期待する子どもの姿や学習内容、活動内容等を可視化したもの

小・中学校においては、小中9年間を一つのまとまりとしてとらえ、子どもの発達の段階に応じたきめ細かな指導ができるよう、小・中学校の教職員による情報交換や、一貫性や発展性のある学習習慣の確立に向けた取組など、小中一貫した考えに立った教育の充実を図っています。

今後も、目指す子ども像や身に付けさせたい力について共通理解を図り、系統性を踏まえた授業による学力向上への取組や、ふれあいの中で豊かな人間関係をはぐくむ交流活動の実施など、学校段階間連携の更なる充実を図ることが必要です。

小中一貫した考えに立った教育の成果状況（肯定的な回答の割合） (％)

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
一貫性と発展性のある学習指導	85.7	80.0	85.0
連携を重視した生徒指導	100.0	90.0	95.0
発達の段階に応じた生き方指導	90.5	85.0	80.0
児童生徒の交流活動	100.0	100.0	95.0
小中一貫を支える連携体制	100.0	100.0	90.0

(出典) 秋田市教育委員会：「教育経営に関する調査」

11 不登校・いじめ等の状況

【不登校の状況】

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、不登校の出現率が年々増加傾向にあり、令和5年度以降は小学校、中学校共に全国平均を上回る状況が続いています。

引き続き、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援に努め、人間関係を築く力をはぐくみ、自己存在感を高めるため、互いのよさや違いを認め尊重し合う学級づくりや集団づくりを推進していくことが必要です。また、校内教育支援センターへの支援員の配置や学びの多様な学校の開設など、教室での学習が困難な児童生徒の学びの場や、学校に通うことが困難な不登校児童生徒が柔軟に学ぶことができる環境などを整備するほか、ICTを活用したオンライン学習や家庭学習の支援を工夫するなど、学びの継続を支える取組を充実させる必要があります。

今後も、保護者と共通理解を図り、子どもの状況に応じて関係機関を活用するなど、学校、家庭、関係機関の連携をより一層充実することが必要です。

不登校の出現率 (%)

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校	秋田市	2.31(294)	2.38(296)	2.45(295)
	全 国	2.14	2.30	
中学校	秋田市	7.45(489)	7.99(516)	8.54(540)
	全 国	6.71	6.79	

※ () 内の数値は児童生徒数

(出典) 文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

登校しているが、教室以外の場所を利用している児童生徒数 (人)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校	39	31	39
中学校	146	141	117
計	185	172	156

(出典) 秋田県教育委員会：「不登校児童生徒の実態調査」

教育支援センター「すくうる・みらい」入級状況 (人)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校	24	21	19
中学校	39	46	41
計	63	67	60

(出典) 秋田市教育委員会：入級申込数

校内教育支援センターの設置と職員の配置状況

	小学校				中学校			
	設置数	設置率	専任教職員	支援員	設置率	設置率	専任教職員	支援員
R 6	31校	75.6%	0校	1校	20校	100.0%	15校	2校
R 7	39校	100.0%	0校	8校	20校	100.0%	15校	1校

(出典) 秋田県教育委員会：「不登校児童生徒の実態調査」

【いじめの状況】

各校では、いじめの未然防止や早期発見のために、定期的にアンケート調査を行い、子どもたちの悩みを受け止めるとともに、面談等を通して実態の把握に努めています。また、いじめ事案が発生した際には、何よりも優先して組織的に対応し、いじめが解消するまで子どもを見守り、心に寄り添った支援を行っています。

今後も、学校いじめ防止基本方針^{※20}に基づき、いじめ（インターネットを通じて行われるものを含む）は、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるとの認識のもと、家庭や地域との連携を図りながら、未然防止や早期発見、早期対応に向けた取組のほか、子どもの心のケアを図る継続的な事後指導の更なる充実を図る必要があります。

いじめの認知件数 (件)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校	76	94	99
中学校	57	68	58

(出典) 文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

※20 学校いじめ防止基本方針

各校において、いじめ防止等の対策に関する基本的な方針を定めたもの。「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている。

【ネットトラブル^{※21}の状況】

本市では、スマートフォンやタブレット、通信機能付きゲーム機などのインターネットにつながる機器の所持率増加に伴い、ネットトラブルやネット上での被害にあった子どもの人数が小・中学校共に年々増加しています。引き続き、被害の未然防止やインターネットの正しい利用について、学校と家庭、地域や関係機関が連携して啓発活動に取り組んでいくことが重要です。学校においては、情報モラル教育を計画的に実施するなど、指導の充実に努めるとともに、各家庭においては、親子で一緒に子どもの利用実態に合わせたルールづくりを行うことが大切です。

児童生徒のスマートフォンの所持率

(%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校4年	23.9	33.3	35.2	46.6	
小学校5年	30.1	40.8	42.2	53.6	
小学校6年	37.0	47.7	52.5	63.0	
中学校1年	64.8	73.5	76.1	84.7	
中学校2年	74.2	78.0	84.1	88.3	
中学校3年	75.8	81.4	85.8	90.3	

(出典) 秋田県教育委員会：「スマートフォン等、インターネット利用実態調査」

ネットトラブルやネット上での被害にあった子どもの人数

(人)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校(4～6年)	202	208	
中学校	119	136	

(出典) 秋田県教育委員会：「スマートフォン等、インターネット利用実態調査」

ネットトラブル等の被害状況

(件)

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
誹謗・中傷無視	140		
見知らぬ人からの誹謗・中傷		76	
友達や知人とのトラブル		142	
個人情報の流出	33	19	
金銭トラブル		12	
ゲーム課金トラブル	13		
架空請求	18		
チェーンメールや迷惑メール	88	110	
アダルトサイト、出会い系サイト	8	9	
その他	88	75	

※見知らぬ人からの誹謗・中傷、友達や知人とのトラブル、金銭トラブルの項目は令和6年度調査から新設の項目

(出典) 秋田県教育委員会：「スマートフォン等、インターネット利用実態調査」

※21 ネットトラブル

インターネット上で発生する、スマートフォンやパソコン、通信機能付き端末等を介した誹謗や中傷、個人情報の漏えいなどのトラブル

【教育相談等の実施状況】

不登校やいじめ、児童虐待や家庭に関わる問題等は多岐にわたり、スクールカウンセラー※²²や広域カウンセラー※²³、スクールソーシャルワーカー※²⁴に多くの相談が寄せられています。各校においては、こうした様々な問題に対応するため、専門性を有する関係機関等と連携し、子どもや保護者の心のケアに努めています。

今後も、多様な背景をもつ子ども一人ひとりに寄り添った教育相談の充実を図り、不登校やいじめ、児童虐待等の未然防止や早期対応の一層の充実を図る必要があります。

スクールカウンセラーによる教育相談の状況 (件)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
児童生徒のみ	868	990	881
保護者のみ	533	606	590
児童生徒と保護者	146	269	184
教職員	973	994	882
合 計	2, 520	2, 859	2, 537

※令和 2 年度からスクールカウンセラーは勝平中学校千秋分校を除く全中学校に配置されている。

(出典) 秋田市教育委員会：「スクールカウンセラー配置事業実績報告書」

広域カウンセラーによる教育相談の状況 (件)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
児童生徒のみ	24	27	40
保護者のみ	97	62	53
児童生徒と保護者	109	112	122
教職員	44	122	161
合 計	274	323	376

※令和 2 年度から小学校のカウンセリングは、主に広域カウンセラーが対応している。

(出典) 秋田市教育委員会：「広域カウンセラー活用報告書」

スクールソーシャルワーカーの利用状況

区 分		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
小学校	校数(校)	16	16	18
	延べ回数(回)	205	256	226
中学校	校数(校)	13	11	12
	延べ回数(回)	204	160	234
合 計	校数(校)	29	27	30
	延べ回数(回)	409	416	460

※電話による相談も含む。

※22 スクールカウンセラー

不登校やいじめをはじめ、友人関係、学業の悩み等の対応にあたり、学校における教育相談体制の充実を図るために各中学校に配置する、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識および経験を有するカウンセラー

※23 広域カウンセラー

スクールカウンセラーが配置されていない学校における児童生徒等のカウンセリング等に対応するとともに、児童生徒に関する突発的な事案が発生した場合に対応するカウンセラー

※24 スクールソーシャルワーカー

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の生徒指導上の課題に対応するため教育と福祉の両面に関する専門的な知識・技術を用い、関係機関との連携を促進するなどして児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援する職員



写真

12 特別な支援を必要とする児童生徒の状況

近年、通常の学級で特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の増加に伴い、学級生活支援サポーター^{※25}の派遣申請数や通級指導教室^{※26}を利用する児童生徒数が増加しています。また、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいの多様化により、きめ細かな配慮が求められるケースが増加しており、特別支援学級の数が増加傾向にあります。

このほか、日本語の指導支援が必要な児童生徒に対し、日本語指導支援サポーター^{※27}の派遣を行っています。また、医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、医療的ケア看護職員^{※28}の派遣を行っています。

今後も、子どもや保護者のニーズに適切に対応するため、教職員の専門性の向上に取り組むとともに、関係機関との連携を強化し、校内外の相談・支援体制の充実を図る必要があります。

特別な支援を必要とする児童生徒の推移 (人) ※8年度データに更新予定

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
学級生活支援サポーターの支援を受けている	1,232	1,307	1,323
通級指導教室を利用している	112	103	
特別支援学級に在籍している	376	383	432

※各年度5月1日現在、通級指導教室の利用は各年度10月1日現在

学級生活支援サポーターおよび対象児童生徒数の推移 (人)

区 分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
対象児童生徒数	941	291	1,024	283	1,036	287
	1,232		1,307		1,323	
サポーター数	189	55	196	54	189	50
	244		250		239	
サポーター1人あたりの担当児童生徒数	4.98	5.29	5.22	5.24	5.48	5.74
	5.05		5.23		5.54	

※各年度5月1日現在

通級指導教室と特別支援学級数の推移

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通級指導教室数（教室）	8	8	8
特別支援学級数（学級）	139	135	137

※各年度5月1日現在

日本語指導支援サポーターの派遣状況の推移

区 分	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
対象児童生徒数(人)	31	8	32	13	34	12
	39		45		46	
サポーター数(人)	28	8	27	10	30	12
	36		37		42	
派遣校数(校)	17	5	14	7	15	7
	22		21		22	

※各年度 5 月 1 日現在

※25 学級生活支援サポーター

通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒をサポートする職員

※26 通級指導教室

通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒に対して、個々の障がいの状況に応じた個別の指導を行う教室

※27 日本語指導支援サポーター

国籍を問わず、日本語の理解が十分でない児童生徒への支援を行う職員

※28 医療的ケア看護職員

医療的ケアが必要な児童生徒への支援を行う、看護師資格を有する職員

13 教職員研修の実施の状況

本市では、教職員として求められる資質能力の向上を図るため、教職キャリア指標※²⁹に応じた体系的な研修や、多様な教育課題に対応する能力を高める研修を推進しています。

近年、教員の大量退職・大量採用の状況を踏まえたベテラン教員の指導技術等の継承や若手教員、中堅教員の育成が課題となっています。また、子どもの多様性への対応、情報化の進展等、社会の変化を踏まえた新しい時代の教育が求められています。

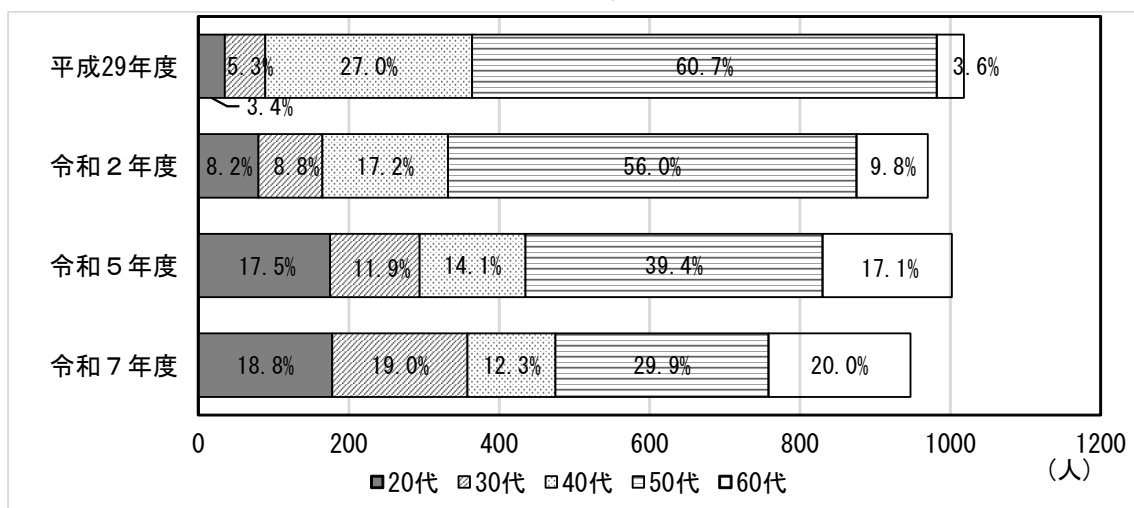
このような状況に対応し、キャリアステージや時代の変化に応じて求められる資質能力をはぐくむことができるよう、研修のあり方について検討を重ねるとともに、主体性を発揮しながら学び続けるなどの「新たな教師の学びの姿」を実現する観点からも、各研修の更なる充実に取り組む必要があります。

令和7年度教職員研修の実施状況 ※8年度データに更新予定

領 域	研修会名等	研修数（回数）	受講者数
基本研修	小中学校初任者研修、中堅教諭等資質向上研修ほか	4（26）	868
職務別研修	校長研修会、研究主任研修会、特別支援学級担任研修会ほか	26（52）	1,296
専門研修	国語科研修会、道徳科研修会、小学校理科実験講習会ほか	18（18）	543
特別研修	特別支援教育研修会、不登校対応等研修会、I C T活用研修会ほか	9（11）	265
課題別研修	課題研究推進校委嘱 （小学校1校、中学校1校）	2（6）	195
全市一斉授業研究会	小学校会場	1（1）	677
合 計		60（114）	3,844

※受講者数はのべ人数

本市小・中学校における教諭の年齢構成※ 8 年度データに更新予定



※60代には、再任用の教諭を含む

※29 教職キャリア指標

秋田県教育委員会が、教職員在職の全期間を通してキャリアステージに応じて身に付けるべき資質能力を示した指標。

秋田市教職員研修においては、教職員が、学校経営や校務分掌上の職務遂行に必要な資質能力を身に付けるとともに、多様な教育課題への対応に必要な資質能力の向上を図ることを目指し、キャリア指標の各ステージに基本研修、職務別研修等を位置付けている。

写真

14 教職員の多忙化解消に係る取組の状況

本市では、教職員の業務量軽減のため、学校に回答を求める調査等の精選を行ってきたほか、校務支援システムの導入や給食費の公会計化などにより、業務の効率化を図っています。また、「秋田市立中・高等学校における部活動方針」を策定し、週2日の部活動休止日を確実に実施することとしたほか、学校閉庁日を設定するなど、長時間労働の改善に努めています。さらに、給特法の一部改正^{※30}により、令和8年4月に「秋田市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画^{※31}」を策定・公表し、各校においては、それに基づいた多忙化防止計画を策定し、それぞれの実情に合わせた多忙化解消の取組を実施しているほか、教職員を補佐するスタッフやサポーター、支援員等を活用し、負担の軽減に取り組むなど、働き方改革の一層の推進に努めています。

今後も、教職員一人ひとりがしっかりと子どもと向き合う時間を確保することにより、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、学校教育の質の向上の実現に向け、教職員個々の勤務状況をしっかりと把握した上で、多忙化解消にむけた実効性のある取組を推進していく必要があります。

1 か月あたりの教員の平均時間外勤務時間

項 目		令和5年度	令和6年度	令和7年度
時間外勤務	小学校	28時間20分	27時間40分	26時間30分
	中学校	54時間20分	52時間40分	50時間30分

1 か月の教員の時間外勤務時間の割合

【小学校】 (％)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
45時間以下	86.6	87.6	88.4
45時間超～80時間以下	13.0	11.6	11.0
80時間超～100h以下時間	0.3	0.6	0.4
100時間超	0.1	0.2	0.2

【中学校】 (％)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
45時間以下	41.8	47.8	46.9
45時間超～80時間以下	37.9	35.0	37.0
80時間超～100h以下時間	12.4	10.4	10.0
100時間超	7.9	6.8	6.1

※30 給特法の一部改正

公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営および指導の促進ならびに教員の処遇の改善を図るため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）が令和7年6月18日に公布された。

- （主な改正点）
- ・教職員調整額の引き上げ
 - ・主務教諭の職の新設
 - ・教育委員会による業務量管理・健康確保措置実施計画の策定および公表等の義務付け等

※31 秋田市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

教育委員会が、教育職員の勤務状況等に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等、在校等時間の長時間化を防ぐための取組の実施に向け策定するもの。



写真

15 市立高等学校等の状況

【秋田商業高等学校（定員：各学年210名）】

県内唯一の商業高校として、少子高齢化や経済構造の変化など、目まぐるしく変化する社会に対応できる社会人基礎力の育成に向けた学習指導とともに、文武両道の伝統校として部活動の充実に取り組んでいます。

学習指導においては、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と資格取得を目指し、ICTの活用や生徒による授業評価を行うなど、学習環境の充実に努めています。

また、コース別学級編成による指導の充実に努め、専門性を生かした進路選択につなげているほか、社会人としての基礎的な能力を育成するビジネス実践「AKISHOP^{※32}」や「キッズビジネスタウン^{※33}」、ユネスコスクール^{※34}の活動の一つとして実施している「エコロジカル（生態系保全）ビジネス^{※35}」を通して、地域と連携を図りながら、商業高校の特色を生かした生徒の主体的な学習活動を実践しています。

今後、さらに、基礎学力の定着と、高度な資格取得を目指した専門科目の指導の充実を図り、生徒一人ひとりの多様な進路希望に対応した学校づくりに取り組む必要があります。

卒業生の進学・就職状況 (人)

区 分		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
進学者	大学・短大	91	163	95	165	93	141
	専門学校等	72	(73.1%)	70	(70.8%)	48	(66.5%)
就職者	県内	52	60	55	66	59	70
	県外	8	(26.9%)	11	(28.4%)	11	(33.0%)
その他（進学準備等）		0(0.0%)		2(0.8%)		1(0.5%)	

※32 AKISHOP

生徒が商品の企画・開発・販売および広告宣伝・会計処理など、ビジネスの諸活動を実践する学習活動

※33 キッズビジネスタウン

生徒が経営者、小学生が従業員となり、みんなで働きながら経済や社会の仕組みを学ぶ体験活動

※34 ユネスコスクール

ユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校。秋田商業は、平成20年より加盟している。

※35 エコロジカル（生態系保全）ビジネス

生徒が地域の企業やNPO法人などと連携し、エコロジカル（生態系保全・環境保護）とビジネス（商業・経済活動）を両立させた「持続可能な社会」の構築について学ぶ活動

【御所野学院高等学校（定員：各学年80名）】

連携型中高一貫教育校として、「Compact High School！」をスローガンに掲げ、小規模・少人数を強みに、多様な志望に対応できる進路指導や学校行事・部活動・地域貢献活動等の特別活動を充実させて、活気ある学校づくりを推進しています。

「表現科」では、文化を学び、コミュニケーション能力・自己表現力を高めることを目的に、中学校1年生から高校2年生までの共通科目として、専門的な指導力をもった外部講師から指導を受け、発表会でその成果を披露しています。

「郷土学」では、ふるさと秋田の地域が抱えるさまざまな問題への理解を深め、社会人講師の指導を受けながら、自ら設定した課題の解決を目指し、学びの成果を発表しています。

中高生が共に磨き合い高め合う中高合同活動など、特色ある教育活動に取り組み、異年齢集団による交流を通して、リーダー性や役割意識を高めています。

国際教養大学と秋田県立大学との教育連携を通じ、英語力および論理的な思考力を高めることにより、世界に開かれた地域社会を牽引するグローバル人材を育成しています。

また、キャリア形成に必要な能力や態度を培うため、大学教授による出前講座を実施するなど、キャリア教育の視点に立った進路指導の取組を推進しています。

今後、さらに、連携型中高一貫教育校として特色ある教育活動を推進するとともに、少人数のよさを生かしたきめ細かな学習指導や進路指導の充実により、生徒一人ひとりの個性や能力の伸長を図る学校づくりに取り組む必要があります。

卒業生の進学・就職状況

(人)

区 分		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
進学者	大学・短大	32	45	38	52	25	49
	専門学校等	13	(80.4%)	14	(82.5%)	24	(77.8%)
就職者	県内	6	6	9	10	12	12
	県外	0	(10.7%)	1	(15.9%)	0	(19.0%)
その他（進学準備等）		5 (8.9%)		1 (1.6%)		2 (3.2%)	

【秋田公立美術大学附属高等学院（定員：各学年30名）】

美術系の高等課程をもち、大学入学資格付与の指定を受けた特色ある専修学校として、社会や地域、文化に貢献できる人材の育成を目指した教育の充実を図っています。

生徒作品展「明日のクリエイターたち」などを通じて、優れた作品を広く発信しています。また、美術・工芸・デザインの専門性を生かした進路希望の実現に向け、秋田公立美術大学との連携のもと、同大学の教授による授業を実施するとともに、生徒一人ひとりの学習状況に応じた個別指導を行うなど、進路指導の充実に努めています。

今後、さらに、秋田公立美術大学や地域との連携を図り、美術工芸やデザインの専門性を生かして秋田の発展に寄与する人材を育成する学校づくりに取り組む必要があります。

卒業生の進学・就職状況 (人)

区 分		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
進学者	秋田公立美大	7	22 (88.0%)	10	22 (75.9%)	5	19 (90.4%)
	大学・短大	7		3		5	
	専門学校等	8		9		9	
就職者	県内	2	2 (8.0%)	4	5 (17.2%)	0	1 (4.8%)
	県外	0		1		1	
その他（進学準備等）		1 (4.0%)		2 (6.9%)		1 (4.8%)	

16 社会教育の状況

【学習支援に係る取組の状況】

本市では、個々の学習活動を支援するため、各種講座やサークル情報などの生涯学習関連事業を紹介する冊子を作成し、市民サービスセンター等に設置しています。

また、市民の多様な学習ニーズに対応するため、地域で幅広い活動を行っている生涯学習奨励員^{※36}による学習相談や、窓口等で日常的に学習相談に応じているほか、広報あきたやホームページ等により、生涯学習講師団名簿や社会教育関連行事・イベントなど各種学習情報の提供に努めています。

今後も、生涯にわたって自ら主体的に学習することを支援するため、学習に関する相談体制の充実と、市民が必要とする学習情報の提供に努めるとともに、専門知識を持つ高等教育機関や民間企業等との連携により、「学び」の支援体制の充実に取り組む必要があります。

生涯学習に関する情報提供

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
サークル数(団体)	1,524	1,458	1,527
生涯学習関連事業数(事業)	400	403	398
生涯学習講師団名簿(延べ登録人数)	98	101	96
生涯学習関連冊子(※)発行数(部)	2,770	2,570	2,520

※生涯学習関連冊子：秋田市の社会教育、生涯学習ガイド^{※37}、あしたの風

生涯学習奨励員による生涯学習相談

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
日数(日)	20	28	27
件数(件)	80	135	73

※市民サービスセンターまつり等の際に、生涯学習相談コーナーを設置し、学習相談に応じている。

(会場：市民サービスセンター、コミュニティセンター)

高等教育機関や民間企業等との連携件数 (件)

令和5年度	令和6年度	令和7年度
166	173	185

※36 生涯学習奨励員

市の委嘱を受けて就任し、地域主導による生涯学習の推進を図るため、学習意欲の増進、学習相談への対応、学習グループづくりへの協力、学習情報の収集と提供および地域活動への協力など幅広い活動を行っている。

※37 生涯学習ガイド

市民サービスセンター、コミュニティセンター等の施設に登録しているサークル・クラブや本市で実施する生涯学習関連事業を紹介した冊子

【学習機会の提供に係る取組の状況】

本市では、生涯を通じて学びたいという市民の学習ニーズに対応するため、乳幼児、青少年、成人、高齢者および障がいのある方などの様々な学習ニーズを把握するとともに学習内容の充実に努めています。また、各種学級や講座の開催などを通して、人口減少・少子高齢化や防犯・防災対策・ICTの活用など現代的課題や地域課題に対応した学習機会を提供しています。

太平山自然学習センターや自然科学学習館などの体験学習施設においては、子どもから高齢者までの各世代に、野外活動やものづくり体験、科学的な見方・考え方を広げるための体験型展示やワークショップなどを実施し、多様な体験活動の機会を提供しています。

今後は、市民の学習意欲を一層高めるために講座内容の充実を図るほか、減少傾向にある若年層の参加を促すとともに、障がいへの理解を深め、誰もが共に学べるインクルーシブな学習環境の整備に取り組む必要があります。

また、多様な体験活動の機会を提供するため、体験学習施設における事業内容の充実を図るとともに、計画的な施設整備や設備の更新に努める必要があります。

地域における社会教育事業の実施状況

施設名	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	事業数	実施回数 (回)	参加者数 (人)	事業数	実施回数 (回)	参加者数 (人)	事業数	実施回数 (回)	参加者数 (人)
中央市民サービスセンター	23	193	5,786	23	230	8,034	23	232	7,857
東部市民サービスセンター	21	116	2,939	18	123	4,431	17	113	4,928
西部市民サービスセンター	18	85	2,866	22	89	3,255	19	89	3,240
南部市民サービスセンター	15	80	6,309	14	78	5,410	15	75	5,649
北部市民サービスセンター	30	138	4,460	29	160	6,440	34	147	5,683
河辺市民サービスセンター	15	53	2,144	16	54	2,478	17	53	3,115
雄和市民サービスセンター	15	60	1,440	15	61	1,497	15	54	1,268
生涯学習室	49	241	4,168	47	221	3,088	47	214	3,345
合計	186	966	30,112	184	1,016	34,633	187	977	35,085

各種学級の実施状況

学級名	令和 5 年度			令和 6 年度			令和 7 年度		
	学級数	実施回数 (回)	参加者数 (人)	学級数	実施回数 (回)	参加者数 (人)	学級数	実施回数 (回)	参加者数 (人)
乳幼児学級	9	77	826	11	85	1,052	12	80	1,025
家庭教育学級	5	28	268	5	30	182	3	20	82
障がい学級	2	15	108	2	15	112	2	15	104
成人学級	3	31	1,042	3	37	1,378	3	37	1,273
女性学級	23	204	3,944	23	221	4,117	23	218	4,237
高齢者学級	15	170	6,026	15	181	6,490	14	173	5,878
合計	57	525	12,214	59	569	13,331	57	543	12,599

※学級名の区分については、文部科学省の社会教育調査の区分による。

各種講座等の実施状況

事業名	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)
市民講座・地域講座	72	1,226	73	1,541	69	1,046
親子体験活動	24	344	24	325	30	383
青少年教室	39	415	37	429	30	338
少年関連講座	54	850	61	1,039	58	1,209
子育て講座	10	330	1	35	2	2
家庭教育講座	2	49	2	52	4	58
市民大学講座	3	76	3	76	3	90
映画上映会	4	155	9	541	14	812
二十歳のつどい	1	1,026	1	1,770	1	1,918
世代間交流事業	5	311	7	346	4	445
地域づくり自主企画事業	21	611	26	800	20	564
市民サービスセンターまつり	5	7,881	7	9,783	7	11,051
家庭教育相談事業	176	176	159	159	104	104
その他	25	4,448	37	4,406	88	4,466
合計	441	17,898	447	21,302	434	22,486

※その他はサークル連絡協議会の活動や演歌で健康体操教室など。

受講者アンケートによる満足度調査 (%)

令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
95.5	96.2	96.1

※学級や講座受講後のアンケートに、「満足」「やや満足」と答えた人の割合

太平山自然学習センターの利用状況

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	利用数 (回)	参加者数 (人)	利用数 (回)	参加者数 (人)	利用数 (回)	参加者数 (人)
学校利用	69	4,848	68	4,827	66	4,831
一般利用	64	2,034	74	2,494	60	1,967
主催事業	8	167	11	241	9	190
合 計	141	7,049	153	7,562	135	6,988

自然科学学習館の開館日数・入館者数

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
開館日数（日）	309	307	308
入館者数（人）	140,140	156,403	149,521

※入館者数には、学校利用・主催事業の参加者数を含む。

自然科学学習館の利用状況

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	利用数 (回)	参加者数 (人)	利用数 (回)	参加者数 (人)	利用数 (回)	参加者数 (人)
学校利用	69	4,676	68	4,448	67	4,334
主催事業	33	4,444	34	8,249	32	6,756
合 計	102	9,120	102	12,697	99	11,090

【学習成果の活用支援と地域コミュニティづくりの状況】

本市では、市民サービスセンターを拠点として活動しているサークルや学級等の活動成果の発表の場を提供し、学んだ成果を身近な地域で生かすとともに、学習意欲を高める機会の充実に努めています。また、子どもが高齢者等から地域の歴史や文化、まつりなどを学ぶ「世代間交流事業」を児童館や放課後児童クラブ等と連携して実施するほか、地域住民自らの企画立案で行う「地域づくり自主企画事業」を実施するなど、地域の絆づくりや主体的な地域活動の促進に努めています。

今後は、地域コミュニティづくりを進めるため、ボランティア活動などを通して、若年層と高齢者が共に学び、互いに支え合う取組や、市民自らが学習した成果を実感し、その成果を地域社会での活動に生かせる環境づくり、地域の特徴を生かした学習事業の展開による住民同士の絆づくりなどを推進し、地域の活性化と郷土への愛着心の向上に努める必要があります。

また、各市民サービスセンターを拠点とする地域づくり協議会をはじめとする関係機関との連携を強化し、社会教育を通して住民相互の交流を促進するとともに、地域課題の解決に協働して取り組むことで持続可能な地域コミュニティの形成を推進していく必要があります。

学習成果の発表状況

事業名	時期	日数	場所	発表者	内容
市民サービスセンターまつり	8月～11月	2日	各市民サービスセンター	各市民サービスセンター学級生 登録サークル会員	【舞台発表】 演奏・舞踊・伝統 芸能・民謡 他
コミュニティセンターまつり	9月～11月	2日	各コミュニティセンター	登録サークル会員	
中央高齢者大学文化祭	11月	1日	中央市民サービスセンター	中央高齢者大学学級生	【作品展示】 絵画・写真・彫刻 切り絵・藤細工・ 陶芸・生け花・編 み物・フェルト細 工 他
図書館展示	2月～3月	26日	中央図書館 明德館	ひむがしの会 墨友会	
サークル会員等作品展示	随時		各市民サービスセンター	各市民サービスセンター学級生 登録サークル会員	

世代間交流事業の実施状況

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施回数(回)	5	7	4
参加者数(人)	311	346	445

地域づくり自主企画事業実施状況

	No.	事業名	内容
中央市民SC	1	やさしい健康教室① 「誰でもできるヨーガ」	一般市民を対象に、ヨガやストレッチ運動、音楽に合わせたダンスなど、誰でも気軽にできるやさしい健康体操を楽しむ講座を開催した。
	2	やさしい健康教室② 「誰でもできるストレッチとダンス」	一般市民を対象に、ヨガやストレッチ運動、音楽に合わせたダンスなど、誰でも気軽にできるやさしい健康体操を楽しむ講座を開催した。
	3	講座 「命の大切さ～救急救命～」	一般市民を対象に、元救急救命士を講師に救急救命の現場について講話をいただき、命の大切さについて考える講座を開催した。
	4	音体操講座 「心とからだをリフレッシュ」	一般市民を対象に、声を出しながらからだを動かし心身のリフレッシュを図る講座を開催した。
	5	講座 「みんなで歌おうフォークソング・日本の歌」	一般市民を対象に、懐かしのフォークソングや日本の歌を歌って心身の健康増進を図る講座を開催した。
	6	講座 「英語で歌って踊ろう～フラダンス体験～」	一般市民を対象に、フラダンス曲を英語で歌って踊る体験を通して、国際教養大学の学生との交流を図る講座を開催した。
東部市民SC	1	親子稲刈り体験会	小学生以下の親子を対象に、稲刈体験を実施した。
	2	八橋人形絵付け体験会	一般市民を対象に、翌年の干支「午」を題材として絵付け体験を実施した。
	3	ニュースポーツ モルックを楽しもう！（カレーライス付き）	子どもから高齢者までを対象に、ニュースポーツ「モルック」の体験後、参加者にカレーライスを提供した。
西部市民SC	1	珠林寺の歴史とクリスマスローズの里散策	一般市民を対象に、珠林寺住職から寺の歴史等の講話を聞いた後、クリスマスローズの里を散策しながら開花時期を迎えた花々を鑑賞し、花の特性や育て方について学ぶとともに、下浜地域の魅力に触れながら、参加者同士の交流を図った。
	2	和アートで心のマッサージ	一般市民を対象に、パステルをパウダー状にして指で絵を描くことで、心穏やかな時間を過ごしリフレッシュ効果を得るとともに、参加者間の交流を図り、自分を表現する喜びや心地よさを体感する機会を提供した。
南部SC市民	1	南部8地区子育てサークル合同活動「ミニ運動会」	参加する親子等の交流を深め、地域のネットワークをひろげた。
	2	親子で学ぶバルーンアートづくり	創作活動の機会を提供し、親子の絆を深め、参加者同士の交流を図るとともに、主催する生涯学習奨励員の活動について、理解を深めた。
北部SC市民	1	料理教室（パン作り）およびフラワーアレンジメント教室	土崎地区生涯学習奨励員を対象に、料理教室（パン作り）および夏をテーマにしたフラワーアレンジメントを開催した。
	2	第10回みんなで歌おう！日本の歌百選	一般市民を対象に、童謡、歌謡曲を歌唱し郷土愛を育む教室を開催した。
下新城交流C	1	藍染め教室	一般市民を対象に、日本の伝統である「藍染め」を用いて作品を製作する教室を開催した。
	2	第1回そば打ち体験	一般市民を対象に、「そば打ち」を通して日本の食文化への理解を深める教室を開催した。
	3	第2回そば打ち体験	一般市民を対象に第1回に引き続き、「そば打ち」を通して日本の食文化への理解を深める教室を開催した。
河S辺C市民	1	昔ながらの伝承遊びにチャレンジ！	親子を対象に、親子の絆を深める昔遊びの体験を開催した。
雄S和C市民	1	女米木産業文化祭	地域の高齢者会員を対象に、健康長寿について講演会を開催した。

17 読書活動の推進のための取組の状況

【図書館サービスの充実】

図書館では、情報社会の進展や地域課題に対応し、市民によりよい読書環境を提供するため、資料の充実に努め、図書館ネットワークを生かした蔵書検索・予約・貸出し・返却を行っています。また、情報発信やレファレンス^{※38}の充実、市民団体との連携による各種展示や、各種講座など市民の学習機会を提供するとともに、学校や福祉施設などと連携しながら、ライフステージに応じた様々な読書活動の支援に取り組んでいます。

今後も、電子書籍を含む図書館資料の充実に努め、多様なライフスタイルに対応した読書環境を提供することにより、市民がより利用しやすい図書館づくりに取り組む必要があります。

市立図書館全館における読書活動推進の状況

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用人数（人）	457,523	472,700	469,008
市民一人あたり年間利用数（回）	1.52	1.59	1.60
蔵書冊数（冊）	657,690	661,802	662,175
個人貸出し冊数（冊）	712,715	697,337	684,543
うち電子書籍貸出し点数（点）	3,336	10,914	7,576
個人貸出し者数（人）	242,643	246,847	241,238
資料予約総数（件）	104,023	105,235	105,903
レファレンス数（件）	32,227	30,693	30,420
館内wi-fi利用数（件）	66,787	70,860	72,088
館内ネット検索用端末利用数（件）	2,378	3,019	2,913
講座等イベント開催数（回）	1,967	1,704	1,440
講座等イベント参加者数（人）	16,615	17,923	16,168
総合的満足度（％）	91.0	93.8	92.9

※蔵書冊数、個人貸出し冊数、個人貸出し者数、資料予約総数には、電子書籍を含む。

※総合的満足度は、毎年10～11月の利用者アンケートで調査

市立図書館全館におけるライフステージ別の主な事業

対 象	主な事業
全世代	かぞくぶっくぱっく事業 ^{※39} 、資料展示、読書推進広報活動
子ども	親子の絵本プラン（在宅子育てサポート事業） ^{※40} 、通帳型読書の記録帳事業 ^{※41} 、おはなし会等のイベント、見学や職場体験等の受入れ
成 人	講演会、講座、図書館ボランティアの受入れ

※38 レファレンス

図書館利用者が、学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料を求めた際に、図書館職員が必要とされる情報・資料を検索・提供・回答すること

※39 かぞくぶっくぱっく事業

子どもから大人までを対象に、様々な内容の本を複数冊詰め合わせたパックで、新たな読書のきっかけや広がりを提供し、生涯にわたる読書活動を支援する事業

※40 親子の絵本プラン（在宅子育てサポート事業）

保育所（園）や幼稚園などに通っていない就学前の子どもを育てている世帯にクーポン券を交付し、在宅子育てを支援する事業

親子の絵本プランでは、市立図書館の司書が選定した絵本の中から、好きなものを選び、書店でクーポン券と引き換えることができる

※41 通帳型読書の記録帳事業

小学生以下の子どもが借りた本の履歴を印字する通帳型の記録帳を発行する事業。子どもの読書意欲の向上と読書習慣の定着を支援するもの

【子どもの読書活動の推進】

本市では、子どもが、家庭や地域、学校等の様々な場所において、日常的に本と親しむことができる充実した読書環境の整備を図るため、家庭や地域において、かぞくぶっくぱっく事業やおはなし会等により親子、家族で楽しめる読書活動に取り組んでいます。

保育所・幼稚園・認定こども園等では、年齢に合わせた絵本や紙芝居の読み聞かせ、手遊び等を行っているほか、図書館の団体貸出しで、本やエプロンシアター等を活用し、子どもが様々な本やおはなしとふれあえるよう読書活動の充実に努めています。

小・中・高等学校においては、学校図書館担当教員を中心に、学校司書と連携しながら、全校読書活動^{※42}や委員会活動による本の紹介などに取り組んでいるほか、各教科等と関連させた学校図書館の活用に取り組んでいます。

今後も、子どもが乳幼児期から本に親しみ、生涯にわたりたくさんの本と出会うことを目指し、乳幼児から高校生まで発達の段階に応じた読書活動を推進するため、家庭、地域、学校、図書館等が一体となり、社会全体で積極的に読書環境の充実を図る必要があります。

「かぞくぶっくぱっく事業」実績 (パッく)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
就学前乳幼児向け	826	999	921
小学1～3年生向け	486	764	835
小学4～6年生向け	208	292	225
中高生以上向け	576	606	504
合計	2,096	2,661	2,485

保育所・幼稚園・認定こども園等への貸出冊数等

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
団体貸出しの貸出冊数（絵本・紙芝居・単行本等）	1,867点	1,970点	2,706点
団体貸出しの利用団体数	16件	21件	24件
読み聞かせ資料の貸出点数	100点	139点	109点
読み聞かせ資料の団体貸出し利用団体数	49件	64件	61件

読書活動に関する各校の取組状況

(%)

活 動 内 容		令和6年度	令和7年度	令和8年度
全校読書活動の実施	小学校	100.0	100.0	100.0
	中学校	100.0	100.0	100.0
読み聞かせやブックトークの実施	小学校	100.0	100.0	97.0
	中学校	20.0	20.0	20.0
図書委員会などを中心とした本の紹介や読書マラソン等の実施	小学校	93.0	95.0	86.0
	中学校	80.0	70.0	65.0

（出典）秋田市教育委員会：「教育活動の状況等に関する調査」

※42 全校読書活動

各校の教育計画に基づき、学年又は全校で一斉に読書を行うこと。

写真

18 学校安全の状況

【学校施設の状況】

本市の小・中学校および高等学校等の校舎は、昭和40年代・50年代に建築した建物が大半を占めており、老朽化した施設の適切な維持管理を図ることが求められています。

また、情報化社会の進展や人口減少など、児童生徒を取り巻く環境が変化していることや、特別な支援を要する児童生徒への合理的配慮^{※43}が求められてきていることから、維持管理のみならず、機能向上や増改築の検討が必要となってきました。

築年数別学校施設面積

築年数	面積(㎡)	面積割合(%)
築50年以上	45,978	11.8
築40年以上	175,609	45.1
築30年以上	80,081	20.6
築20年以上	51,642	13.3
築10年以上	25,515	6.5
築10年未満	10,487	2.7
合 計	389,312	100.0

※43 合理的配慮

障がいのある子どもが、他の子どもとともに教育を受けることができるよう、障がいのある子どもの個別の状況に応じて行われる配慮

【部屋別の冷房設置状況】

近年の気温上昇に伴い、小・中学校の普通教室（特別支援教室および通級教室を含む。）、高等学校等の普通教室、管理諸室等に冷房設備の設置を完了しています。今後は更なる教育環境向上のため、特別教室や体育館等への冷房設置を検討するとともに、既存機器の維持管理や更新についても検討が必要となっています。

学校施設の部屋別エアコン設置状況

部屋種別	設置数(室)	割合(%)
普通教室	921	100.0
管理諸室	122	100.0
保健室	56	100.0
特別教室	85	19.2
体育館	1	1.6
給食調理場	2	5.1
給食休憩室	39	100.0

【児童生徒の安全安心の状況】

本市では、児童生徒の安全を確保するため、すべての市立小学校に防犯カメラを設置しているほか、児童生徒が登下校時に交通事故や犯罪に巻き込まれることがないように、PTAや町内会、警察、見守り隊などと協力し、地域ぐるみで通学路の安全確保に努めています。

特に、「秋田市通学路の交通安全確保に関する連絡協議会^{※44}」や「秋田市児童生徒の防犯に関する連絡協議会^{※45}」において、警察、道路管理者、防犯協会、PTA等の関係機関と学校が連携して合同点検を実施し、必要な対策を協議し、改善を図ることにより、通学路の安全確保に努めています。

また、市街地でのクマ目撃情報が相次いでいることから、関係機関と連携を図り、児童生徒の登下校時の安全を確保することが重要です。

このほか、不審者に関する情報などを携帯電話やパソコンに配信する、秋田っ子まもるメールにより、注意喚起を図っています。

今後も、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、子どもを見守る環境の整備や地域の子どもは地域で守る体制づくりに取り組むことが重要です。

スクールガード（見守り隊）の推移

対 象	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
活動者(人)	5,524	4,470	4,102
組織(団体)	62	64	60

秋田っ子まもるメール配信状況 (件)

令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
33	29	31

クマ出没情報連絡件数（学校） (件)

令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
494	223	1,500

※44 秋田市通学路の交通安全確保に関する連絡協議会

市内小・中学校における通学路の交通安全確保に向けた取組の基本的方針策定等と、それに基づく取組を推進することを目的として、平成26年8月に道路管理者、警察、PTAおよび学校等の関係者により構成し、設置した組織

※45 秋田市児童生徒の防犯に関する連絡協議会

市内小・中学校の児童生徒の安全を確保するための環境整備推進を目的として、平成27年7月に学校、PTA、警察および防犯協会等の関係者により構成し、設置した組織

【安全安心な学校給食の実施】

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達を促し、望ましい食習慣を形成する食育の場として、重要な役割を担っています。本市では、食中毒や異物混入、食物アレルギーなどの事故を防止し、児童生徒に安全安心な給食を提供できるよう、学校給食に携わる職員が連携して取り組んでいます。

食材については、産地や品質、添加物、アレルゲン等を慎重に審査し、安全安心な物資を調理に使用しているほか、衛生管理については、学校給食従事者の健康管理や日常の衛生検査、教育委員会による衛生訪問などを実施し、安全安心な調理環境の確保に努めています。

また、食物アレルギーのある児童生徒への対応については、栄養教諭等によるきめ細かな相談や保護者との協議を通じ、アレルギー除去食や代替食を提供しています。

今後も引き続き、関係者間で問題意識を共有し、協力体制を強化していくことが重要です。

年度別アレルギー対応者数

年度	小学校			中学校			合 計		
	児童数	対応数	割合	生徒数	対応数	割合	児童生徒数	対応数	割合
令和6年度	12,419 人	370 人	3.0 %	6,451 人	196 人	3.0 %	18,870 人	566 人	3.0 %
令和7年度	12,042 人	380 人	3.2 %	6,319 人	185 人	2.9 %	18,361 人	565 人	3.1 %
令和8年度	11,635 人	397 人	3.4 %	6,191 人	174 人	2.8 %	17,826 人	571 人	3.2 %

【調理場の状況】

児童生徒数の減少や調理場施設の老朽化など様々な課題に対応し、効率的な給食運営を図りながら、安全安心な学校給食を持続的かつ安定的に提供するため、「秋田市学校給食調理場再編整備計画^{※46}」に基づき、計画的な再編整備が求められています。

調理方式別の状況 (場)

区 分	場 数
単独調理場	29
共同調理場	9
給食センター	1
計	39

運営方式別の状況 (場)

区 分	場 数
直営	24
民間委託	15
計	39

※令和8年度現在

※46 秋田市学校給食調理場再編整備計画（令和7年11月策定）

学校給食を取り巻く諸課題に対応するため、給食センター化や既存の調理場の集約、計画的な厨房機器の更新および調理業務の民間委託への移行などを具体的に定めた整備計画

【防災教育の状況】

近年各地で多発している地震や洪水、土砂災害等の教訓を踏まえ、学校の地理的条件に応じた安全計画や危機管理マニュアル等の見直しを図っています。また、避難訓練については、より実践的な内容となるように、保護者や関係機関と連携し、様々な条件下での訓練を実施しています。

今後も、防災教育に関する教職員研修の充実を図るとともに、子ども自らが危険な場所や状況を予測・回避し、適切な避難行動ができるよう、発達の段階に応じた指導の工夫に努める必要があります。

避難訓練の実施状況

(校)

年間実施回数	小学校			中学校		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2回	0	1	1	15	13	13
3回	25	25	23	4	7	7
4回	8	8	7	1	0	0
5回	7	5	6	0	0	0

(出典) 秋田市教育委員会：「教育活動の状況等に関する調査」

避難訓練の想定内容

(校)

項 目	小学校	中学校
地震	39	20
火災	39	20
津波	21	5
土砂崩れ	6	3
洪水（河川氾濫）	16	3

(出典) 秋田市教育委員会：令和7年度「教育経営に関する調査」

クマ被害を想定した安全教室等の令和7年度の実施状況

(校)

項 目	小学校	中学校
クマ被害未然防止に関する学級指導を行った	39	20
外部講師を招いた安全教室（クマ対応）を実施した	4	1

(出典) 秋田市教育委員会：令和8年度「教育活動の状況等に関する調査」

第Ⅳ章「施策の方向性と今後の展開」

秋田市教育ビジョン体系図

本市教育の目指す姿の実現に向け、各目標のもとに施策の方向性を定め、今後取り組むべき施策を体系として表します。

目指す姿	目 標	施策の方向性
郷土あきたの未来をつくる「自立と共生」の人づくり	【目標１】 志を持ち「徳・知・体」の調和がとれた子どもをはぐくむ教育の充実	1 豊かな人間性の育成
		2 確かな学力の育成
		3 健やかな心と体の育成
		4 今日的な課題に対応した教育の充実
		5 教育の質を高める体制の充実
		6 市立高等学校等の教育の充実
	【目標２】 生涯を通じて学び、人生を豊かにする教育の充実	1 学習支援体制の充実
		2 学習機会の充実
		3 学習成果の活用支援
		4 地域コミュニティづくりの推進
		5 読書活動の推進
	【目標３】 将来にわたり安全安心で快適な教育環境の整備	1 良好な教育環境の整備
		2 安全安心な教育環境の整備

施 策	ページ
1 道徳教育の充実	61
2 人間関係を築く力の育成	62
3 郷土に根ざしたキャリア教育の充実	62
4 読書活動の充実	63
1 学習指導の充実	64
2 情報活用能力の育成の推進	65
3 グローバル化に対応した教育の推進	66
1 保健教育の充実	67
2 体力の向上	68
3 食育の推進	69
1 いじめへの対応	71
2 不登校児童生徒への支援の充実	72
3 特別支援教育の充実	73
4 情報モラル教育およびメディアリテラシー教育の充実	74
5 防災教育の充実	74
6 中学校部活動地域展開の推進	75
1 教職員研修の充実	77
2 系統性・連続性を踏まえた教育の充実	77
3 家庭・地域・関係機関等との連携体制の充実	78
4 教員の働き方改革の推進	78
5 教育D Xの推進	79
1 秋田商業高等学校の教育の充実	80
2 御所野学院高等学校の教育の充実	81
3 秋田公立美術大学附属高等学院の教育の充実	81
1 多様な団体等との連携・協働の推進	82
2 各種学習情報の発信の充実	82
1 ライフステージに応じた学習機会の充実と誰もが生涯にわたり学び続けられる環境の整備	83
1 学習成果の適切な評価と活用の推進	85
2 地域への学習成果の還元の推進	85
1 学びを通じた地域コミュニティづくりの推進	86
1 図書館サービスの充実	87
2 子どもの読書活動の推進	88
1 学校の適正配置	89
2 I C T環境の充実	90
3 児童生徒の実情に応じた学びの支援	90
1 校内や通学路等の安全確保	91
2 安全安心で安定的な学校給食の提供	92
3 教育施設の整備	93

第Ⅳ章 施策の方向性と今後の展開

【目標１】 志を持ち「徳・知・体」の調和がとれた子どもをはぐくむ 教育の充実

施策の方向性 1 豊かな人間性の育成

求められる取組

複雑で変化の激しい現代社会において、子どもたちが自立し、他者と共によりよく生きていくためには、自分らしい生き方を実現しようとする態度や他者を思いやる心、生命を尊重する心、感動する心などを培うことを通して、豊かな人間性をはぐくむことが重要です。

今後の展開

人としてのあり方について考えを深め、人生をよりよく生きるための力をはぐくむことができるよう、教育活動全体を通じた道德教育の充実を図ります。

また、望ましい集団活動を通して自分の役割を果たす態度や互いのよさを認めあって協力する態度など、よりよい人間関係を築こうとする力をはぐくむ活動の充実に努めるとともに、感性を磨き、創造する力を培う読書活動の充実や、自らの生き方を考え、地域や社会とのつながりを実感するキャリア教育の充実に努めます。

1 道德教育の充実

- 子どもたちが命の尊さを知り、善悪を判断する力や他者を思いやる心、自らを律する心など、他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うため、教育活動全体を通じた道德教育の充実を図ります。
- 自己を見つめ、人としてのよりよい生き方について深く考え、語り合う、「特別の教科 道德（道德科）」の充実を図ります。
- 学校・家庭・地域が共通理解を図り、連携して子どもの道德性をはぐくむ取組の充実に努めます。

【主な取組】

- ・各教科や学校行事等との関連を図った道德教育の推進
- ・道德科の授業力向上を図る学校訪問指導の充実
- ・道德教育に関する情報発信や学校運営協議会等での協議、地域人材の活用など、学校・家庭・地域が一体となって道德性をはぐくむ取組の推進

2 人間関係を築く力の育成

- 自分や相手のよさを理解し大切にする態度や、進んで他者と関わろうとするコミュニケーション能力をはぐくむため、互いに心が通い合う学級づくり・集団づくりに取り組みます。
- 他者と協働することの大切さや、人の役に立つことへの喜びなど、子どもが人と人との絆のすばらしさを実感する学習や集団活動、体験活動の充実に努めます。

【主な取組】

- ・人間関係を築く力や自己有用感^{※47}をはぐくむ授業づくり・集団づくりの推進
- ・学校生活における意欲や学級集団の状態などを把握するための各種調査や生活アンケート等の活用による学級づくりの推進
- ・「人と人との絆」のすばらしさを実感し、様々な人と協働する態度をはぐくむ体験活動の充実
- ・学校間の交流を推進し、全市一斉活動などに取り組む「中学生サミット^{※48}」の実施

※47 自己有用感

人の役に立った、人から感謝された、人から認められた等、自分と他者（集団や社会）との関係を自他共に肯定的に受け入れられることで生まれる、自己に対する肯定的な評価

※48 中学生サミット

市内中学校の生徒会代表が集まり、感動を分かち合い、豊かな感性をはぐくむ事を目的とし、互いに交流し合いながら企画、活動をする取組

3 郷土に根ざしたキャリア教育の充実

- 学ぶ目的や学びを続けることの意義について理解を深める指導に努めます。
- 地域や家庭と連携を図りながら、自己と他者、社会とのつながりを実感する啓発的な体験活動の充実に努めます。
- ふるさとへの愛着と誇りを持ち、郷土の発展に積極的に関わろうとする態度をはぐくむため、郷土の歴史や文化、自然などについて理解を深める学習や、地域に貢献する人材を活用した学習の充実に努めます。

【主な取組】

- ・学ぶことの意義や社会生活、職業などとの関連を重視し、各教科等の学習を関連付けた指導の充実
- ・地域や家庭と連携した啓発的な体験活動等の推進
- ・地域の企業等の協力を得て行う職場体験の実施
- ・小学校3年生用社会科副読本「わたしたちの秋田市」の作成と活用の推進
- ・郷土の伝統や文化等について学ぶ機会の充実

4 読書活動の充実

○子どもたちが読書活動を通して感性や創造力を豊かにし、生涯にわたって読書に親しむことができるよう、学校図書環境整備・充実に努めるとともに、多様な本にふれる機会の提供など、読書習慣の定着と読書意欲の向上を図ります。

【主な取組】

- ・学校図書の整備
- ・学校図書館の効果的な活用を推進する学校訪問指導や研修の充実
- ・魅力ある図書館運営を促進する学校司書の派遣
- ・市立図書館と連携した読書活動の推進

施策の方向性 2 確かな学力の育成

求められる取組

人口減少・少子高齢化やグローバル化、生成A Iをはじめとする情報技術の進展など、複雑で変化の激しい現代社会においては、子どもたちが身に付けた知識を活用して、自ら課題を見付け深く考えぬく力や、多様な他者と協働しながら新たな価値を創造する力をはぐくむことが求められています。

そのため、子ども一人ひとりの学びの特性や状況に応じた個別最適な学びと、多様な他者と関わりながら学ぶ協働的な学びを一体的に充実させ、将来の自立につながる資質・能力を育成することが必要です。

今後の展開

予測困難な時代においても社会の変化に主体的に向き合い、新たな社会を創造する子どもの育成を目指し、これまで取り組んできた「主体的・対話的で深い学び^{※49}」を確かなものとして、学びの質を高める授業改善に努めます。

また、生成A Iをはじめとする情報技術を適切にかつ効果的に利用することにより、情報を活用する力を育成するとともに、多様な文化や価値観に触れる学習機会を大切にし、他者との関わりを通じた協働的な学びにより、主体的に学び続ける力をはぐくみ、将来の自立につながる資質・能力の育成に努めていきます。

※49 主体的・対話的で深い学び

子ども自身が学ぶことの喜びや意義を実感し、他者との協働を通して考えを広げ深めたり、身に付けた知識を関連付けてより深く理解したりする学び

1 学習指導の充実

- 子ども一人ひとりの特性や学びの過程等を的確に把握し、個々の学習状況に応じたきめ細かな指導を行ったり、子ども自身が学習の進め方や学習方法などを選択して主体的に学ぶ機会を授業に取り入れるなど、個別最適な学びの充実に努めます。
- 情報を他者と共有し、共通点や相違点を踏まえながら学び合う活動を設定し、対話を通じた学びの深化に努めるなど、協働的な学習の充実を図ります。
- 質の高い学びの実現のため、身に付けさせたい資質・能力を明確にするとともに、興味・関心を大切にし、指導過程を工夫した授業づくりに努めます。
- 子どもが主体的に課題を設定し、必要な情報を収集・整理・活用しながら学びを深める学習を通して、知識・技能を活用しながら課題を解決できる思考力・判断力・表現力等の育成に努めます。
- 学習への意欲を高め、見通しを持って学ぶことができるよう、単元・題材の構成や導入の工夫、学習の成果や自らの成長を実感できる振り返りの充実に努めます。

【主な取組】

- ・確かな学力をはぐくむ授業づくりを目指す学校訪問指導の充実
- ・本市児童生徒の学習や生活等に関する意識や実態を把握する「秋田っ子・あい調査」の実施と活用の推進
- ・「全国学力・学習状況調査」の結果に基づく指導資料の作成と活用の推進
- ・学校の課題解決に向けた校内研修への支援
- ・教科等における指導力の向上を図るための教職員研修の充実
- ・全市一斉授業研究会^{※50}の実施

※50 全市一斉授業研究会

秋田市内の教職員が、教科ごとに一堂に会して行う授業研究会。教職員の授業力向上と学校教育の活性化を目的として、平成22年度から実施している。

2 情報活用能力の育成の推進

- 従来の学びと I C Tそれぞれの特性を生かしながら、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、豊かな学びの実現に努めます。
- 各教科等において、I C Tを教師の指導ツールおよび学習者の学習ツールとして効果的に活用し、子どもたちが情報を適切に選択・活用しながら学びを深めるための学習基盤である情報活用能力の育成に努めます。
- 教職員研修や指導主事等による訪問研修等を通して、教職員の情報活用能力に関する指導力の向上を図り、学びの質を高める授業改善につなげていきます。

【主な取組】

- ・探究的な学びの基盤となる情報活用能力をはぐくむ授業づくりの推進
- ・全ての子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びの実現に対応した、タブレット端末の活用の推進
- ・生成 A I の活用等、教職員の I C T活用スキルの向上を図る教職員研修の充実
- ・I C T機器を活用した授業の指導計画および事例集の作成と活用の推進
- ・遠隔授業、オンライン授業の実施
- ・安全に情報活用を行うために必要な情報モラル教育とメディアリテラシー教育の充実

3 グローバル化に対応した教育の推進

- 各教科等において、多様な文化や価値観、生き方にふれ、広い視野から課題を解決する学習活動の充実を図るなど、異文化を理解し、様々な人々と協働して社会を創ろうとする資質や能力をはぐくみます。
- グローバル社会に対応した英語によるコミュニケーション能力の育成に努めます。

【主な取組】

- ・異文化の理解を促すA L Tとの交流活動の充実
- ・外国語活動、外国語科の指導力および英語によるコミュニケーション能力の向上を図る教職員研修の充実
- ・英語によるコミュニケーションに親しむイングリッシュスクール^{※51}の実施
- ・多様な背景を持つ外国人児童生徒への支援の充実
- ・日本語指導が必要な児童生徒のコミュニケーションの推進を図るデジタル技術の活用

※51 イングリッシュスクール

小・中学生を対象として、A L Tを活用した英語の特別授業を実施したり、小・中学校教員の英語力の向上を図る研修会を開催したりする事業

写真

施策の方向性 3 健やかな心と体の育成

求められる取組

ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、全国的に子どもたちの体力の低下や生活習慣の乱れなどが指摘されている中、自らの健康に関心を持ち、生涯にわたって心身ともに健やかな生活を送ることのできる態度や能力を身に付けさせることが求められています。

今後の展開

心身の健康づくりのため、自ら健康な生活を送ろうとする力を培う保健教育、体を動かすことの楽しさや喜びを実感する体育学習、豊かな食生活を主体的に営むための食育の充実を図ります。

1 保健教育の充実

- 健康の保持増進のために、身近な健康課題を解決する学習活動の充実に努め、子どもたちの規則正しい生活習慣の意識化を図ります。
- 子ども一人ひとりが自分自身を肯定的に捉え、自信を持てるよう自己有用感をはぐくみ、自尊感情を高める指導や支援に努めます。
- 心身の状態や不安、悩み、ストレスへの対処の仕方などについて、発達の段階に応じた指導の充実を図ります。
- 心身の健康や多様性などについて、一人ひとりの状況に応じた指導の充実や子どもの心に寄り添った支援に努めます。

【主な取組】

- ・自らの健康に関心を持ち、生涯にわたって心身ともに健やかな生活を送るための基礎を培う保健教育の充実
- ・悩みやストレスを抱えた際のＳＯＳの出し方や、周囲のＳＯＳの受け止め方について学ぶ機会の推進
- ・一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援と個別の保健指導の充実
- ・小学校用副読本「わたしたちの健康」の作成と活用の推進
- ・小・中学校におけるフッ化物洗口事業や歯と口の健康づくり教室の実施
- ・秋田市学校保健会^{※52}による、ひまわり健康家族教室^{※53}や秋田市学校保健大会^{※54}の開催

※52 秋田市学校保健会

本市における学校保健の振興を図り、児童生徒ならびに教職員の健康保持増進、福利厚生
の発展に寄与することを目的として、昭和53年6月に学校保健関係者等により構成し、設置
した組織

※53 ひまわり健康家族教室

市内小学校の低学年児童を対象に、保健教育や調理実習を通して、健康のための基本的な
知識を身に付けるために行う家族参加型教室

※54 秋田市学校保健大会

学校教職員、学校医、PTA関係者等を対象に、生涯にわたり心身ともに健康で、たくま
しく生き抜く子どもの育成のために、学校保健に関する当面の諸問題について研究協議を行
う大会

2 体力の向上

○子ども一人ひとりの体力や運動能力の実態を踏まえ、体を動かすことの楽しさ
を実感させるとともに、思い切り体を動かす時間を確保したり、主体的に活動
できるような場の設定を工夫したりするなど、日常的に運動に親しむ環境づく
りに努めます。

【主な取組】

- ・生涯にわたってスポーツに親しむ態度をはぐくむ体育学習の充実
- ・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果に基づく、指導資料の作
成と活用 of 推進
- ・小学校地区別陸上運動記録会の実施
- ・中学校部活動外部指導者派遣事業^{※55}の実施

※55 中学校部活動外部指導者派遣事業

部活動の専門的な技術指導者を必要とする中学校に対し、技術指導に堪能な外部の指導者
を派遣する事業

3 食育の推進

○生涯にわたって健全な食生活を送ることができるよう、望ましい食習慣の定着を図るとともに、食への感謝の気持ちや郷土の食文化への誇りをはぐくむため、学校給食を活用した食に関する指導や、健康に関する個別指導および家庭・地域と連携した取組の充実に努めます。

【主な取組】

- ・豊かな食生活を主体的に営むための食育の充実
- ・学校給食献立作成委員会^{※56}による食育の推進に資する献立の作成
- ・秋田の農産物のよさを実感できる「まるごと秋田を食べよう給食^{※57}」の実施
- ・秋田の食の豊かさを実感できる食育体験活動事業の実施
- ・栄養教諭・学校栄養職員の未配置校をサポートする食育ネットワーク^{※58}の充実
- ・食育の推進に向けた学校訪問の充実

※56 学校給食献立作成委員会

児童生徒の栄養管理を目的に、小・中学校の学校給食の献立を作成する委員会

※57 まるごと秋田を食べよう給食

学校給食に地場産農産物を使用したり、郷土料理を献立に取り入れたりすることで、子どもたちにふるさと秋田のよさや食の豊かさを実感させるとともに、郷土愛をはぐくむことを目的に行う給食。市内産農産物が豊富な11月に実施している。

※58 食育ネットワーク

複数校がグループとなり、食育や学校給食の運営等に関する情報交換を行うことができる担当職員間のネットワーク

施策の方向性 4

今日的な課題に対応した教育の充実

求められる取組

いじめの認知件数や不登校児童生徒数は年々増加し、その態様も多様化しており、それぞれの状況に応じたきめ細かな対応が求められています。また、SNS等を介して子どもたちが犯罪等に巻き込まれる事案が発生するなど、ネット利用のあり方が社会的な問題となっており、学校においても、子どもたちの情報リテラシーを高めるとともに、情報モラル教育を充実させる必要があります。

特別支援教育においては、インクルーシブ教育システム^{※59}構築の理念を踏まえ、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、互いに認め合い共に生きていこうとする態度をはぐくむことが求められています。

防災教育においては、近年、各地で甚大な被害をもたらしている地震や洪水、土砂災害等の教訓を踏まえ、子どもたちに自らの命を守る力を身に付けさせるとともに、災害発生時に迅速な避難行動ができる体制を整えておく必要があります。

中学校部活動の地域展開においては、少子化による生徒数の減少や部活動数の減少により、子どもたちの活動の機会が十分に確保できなくなる状況にあり、これまで学校で行われてきた部活動を地域全体で運営する仕組みに変え、生徒の多様なニーズに応じた活動機会を確保する必要があります。

今後の展開

いじめや不登校への対応については、子どもの心に寄り添った生徒指導の充実や、子どもたちの主体的な活動の推進に努めるとともに、校内指導体制を整え、組織的かつ迅速な対応を図ります。

また、不登校や不登校傾向の児童生徒を支援するため、校内教育支援センターに支援員を配置するとともに、特別な教育課程により、柔軟に学ぶことができる学びの多様化学校を設置するなど、学びの継続を支える取組の充実を図ります。

ネットトラブルの防止については、トラブルを回避する知識や技能に加え、ネット利用時のルールやマナーを子どもたちに身に付けさせる指導の充実に努めます。

特別支援教育については、子ども一人ひとりの状況等に応じ、よりきめ細かな指導や支援に努めるとともに、障がいの有無にかかわらず、互いに認め合い、共に生きていこうとする態度をはぐくみます。

防災教育については、災害から子どもたちを守るため、自ら危険を予測し回避する力を身に付けさせる指導の充実に努めるとともに、学校安全計画や危機管理マニュアル^{※60}等の不断の見直しを行うなど、日ごろから災害の発生に備えた体制づくりを推進します。

中学校部活動の地域展開については、学校の枠を越え、地域に開かれた形で活動を支える体制づくりを推進し、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の充実に努めます。

※59 インクルーシブ教育システム

障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮（P55 ※43参照）が提供されること等が必要とされており、国連の「障害者の権利に関する条約」第24条に規定されている。

※60 危機管理マニュアル

危険等が発生した際に、教職員が円滑かつ的確な対応を図るため、各学校において作成するマニュアル

1 いじめへの対応

- いじめの未然防止を図るため、「秋田市いじめ防止基本方針」に基づき、子ども一人ひとりに「いじめは決して許されない行為である」ことの理解を促し、子ども主体のいじめ防止の取組を推進します。
- 定期的にアンケートや面談を行うほか、相談の機会について周知するなど、子どもや保護者がいつでも安心して相談できる体制を整えます。
- いじめの早期発見、早期解決を図るため、些細な兆候であっても、軽視することなくいじめを認知するとともに、いじめを認知した際には、校内のいじめ対策委員会による明確な対応方針のもと、保護者と連携を図りながら、迅速かつ丁寧な対応に努めます。

【主な取組】

- ・「学校いじめ防止基本方針」に沿った組織的できめ細かな対応の推進
- ・いじめの早期発見、早期対応等についての理解を深める教職員研修の充実
- ・児童会、生徒会を主体とした「いじめの起こりにくい学校づくり」に向けた活動の推進
- ・「いじめ防止リーフレット」の配布等、いじめ防止に係る啓発活動の推進
- ・秋田市いじめ対策委員会^{※61}や関係機関と連携したいじめ防止対策の充実
- ・スクールロイヤー^{※62}による助言や指導を踏まえた迅速で適切な対応

※61 秋田市いじめ対策委員会

本市のいじめ防止の取組および解決困難ないじめ事案が発生した際の対応等に関し公正かつ客観的な立場から意見を述べるとともに、必要に応じて、第三者機関として、独自の調査や当事者間の調整を行う組織。医師、弁護士、人権擁護委員、学識経験を有する者の委員6名以内をもって組織する。

※62 スクールロイヤー

いじめ問題や学校事故等の諸課題について、学校からの相談に応じ、法的側面から助言・指導を行う弁護士

2 不登校児童生徒への支援の充実

- 不登校の未然防止を図るため、人間関係を築く力をはぐくむ集団づくりや、自己有用感を実感できる授業づくりを行うとともに、保護者等と連携を図りながら、子ども一人ひとりの状況や発達の特性に応じた支援の充実に努めます。
- 不登校対応コーディネーター^{※63}を中心とした組織的な取組を推進するとともに、スクールカウンセラーや広域カウンセラー、関係機関等を効果的に活用した教育相談体制の充実に努めます。
- 校内教育支援センターへの支援員^{※64}の配置や学びの多様化学校の開設など、教室で学ぶことや学校に通うことが困難な不登校児童生徒が柔軟に学ぶことができる環境などを整備するほか、ICTを活用したオンライン学習や家庭学習の支援を工夫するなど、学びの継続を支える取組の充実に努めます。

【主な取組】

- ・校内教育支援センターによる不登校児童生徒への学習支援や生活支援の充実
- ・教育支援センター「すくうる・みらい」の運営
- ・引きこもり傾向の児童生徒の話し相手となるフレッシュフレンド^{※65}の派遣
- ・タブレット端末等を活用したオンラインでの支援の推進
- ・不登校に悩む保護者同士が語り合う「心のふれあい相談会^{※66}」の開催
- ・特別な教育課程を編成し、不登校児童生徒が柔軟に学ぶことのできる「学びの多様化学校」の運営
- ・人間関係を築く力や自己有用感等をはぐくむ授業づくり・集団づくり
- ・不登校対応コーディネーターを中心とした組織的な対応
- ・スクールカウンセラーや広域カウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣による教育相談および保護者支援体制の充実
- ・不登校の未然防止や支援のあり方について理解を深める教職員研修の充実

※63 不登校対応コーディネーター

不登校児童生徒に対して組織的に対応する際の中核となる職員。支援方針の決定、協力体制づくり、関係機関との連携に関する調整等を担う。

※64 校内教育支援センター支援員

校内教育支援センターにおいて、学習支援や生活支援、学級担任等との連絡調整等を行う専属の職員

※65 フレッシュフレンド

不登校およびその傾向をもつ児童生徒に対して、学校と連携を図りながら、家庭に派遣する学生。人間的なふれあいを深めることを中心に、共に遊びや学習等様々な活動・体験を行う。

※66 心のふれあい相談会

専門的な知識を有する臨床心理士との個別面談や、同じ悩みを抱える保護者同士が語り合う機会を設け、不登校または不登校傾向にある児童生徒の保護者を支援する。

3 特別支援教育の充実

- 子ども一人ひとりの状況や教育的ニーズを踏まえ、個別の教育支援計画や指導計画に基づき、全校体制できめ細かな支援の充実を図るとともに、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する秋田市職員対応要領に係る学校教育分野の留意事項」に沿い、障がいの状況に応じた合理的配慮の提供に努めます。
- 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、互いに認め合い共に生きていくための基盤づくりとなる交流および共同学習^{※67}の充実を図ります。

【主な取組】

- ・特別支援教育コーディネーター^{※68}を中心とした組織的な対応の促進
- ・子ども一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図る学校訪問指導の実施
- ・特別な支援を必要とする子どもへの具体的な支援のあり方等について理解を深める教職員研修の充実
- ・学級生活支援サポーター、日本語指導支援サポーター、学校行事等支援サポーター^{※69}の派遣
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒への医療的ケア看護職員^{※70}の派遣
- ・学校行事、教科等の学習や地域行事における交流および共同学習の推進

※67 交流および共同学習

障がいのある子どもと障がいのない子どもが、相互のふれあいを通じて豊かな人間性をはぐくみ、教科等のねらいを達成させることを目的に、通常の学級と特別支援学校、通常の学級と特別支援学級、特別支援学校間、特別支援学級と地域等で行われる活動

※68 特別支援教育コーディネーター

児童生徒の適切な支援のために、組織的に対応する際の中核となる職員。すべての特別支援学校および小・中・高等学校において、校務分掌に明確に位置付けることとなっている。

※69 学校行事等支援サポーター

特別な支援を必要とする児童生徒が校内外の学校行事等に参加する際、学校の要望により必要に応じて児童生徒の支援を行う者

※70 医療的ケア看護職員

市立小・中学校への通学を希望する医療的ケア児が適切な支援を受けることができるよう、当該児童生徒が在籍する学校に配置する看護師資格を有する職員

4 情報モラル教育およびメディアリテラシー教育の充実

- 複雑化、深刻化するネットトラブルを防止するため、トラブルを回避する知識や技術の指導の充実を図るとともに、情報に関する自他の権利を尊重し、ルールやマナーを守ろうとする態度をはぐくむなど、情報モラルの向上に努めます。
- 生成A Iをはじめとするデジタル技術の活用が広がり、多様な情報に触れる機会が増える中、情報の真偽や信憑性を判断する力と情報発信の影響や責任を理解して適切に行動する態度をはぐくみ、メディアリテラシーの向上を図ります。
- トラブルの未然防止に向け、学校と家庭、地域が連携した啓発活動に取り組みます。

【主な取組】

- ・ 道徳科をはじめとする各教科等の指導内容と関連付けた情報モラル教育の推進
- ・ 情報モラル教育およびメディアリテラシー教育の推進を図るための教職員研修の充実
- ・ 学校と家庭が連携した情報活用能力の育成に向けた共通実践の推進
- ・ 児童生徒および教職員のICT活用の推進を目的としたICT活用推進委員会の実施

5 防災教育の充実

- 災害に関する学習や防災訓練等を通して、正しい知識や対応方法を身に付けさせ、自分の命を守り安全を確保する力の育成に努めます。また、災害時に互いに協力し、助け合おうとする態度をはぐくみます。
- 学校や地域の実情を踏まえた「学校安全計画^{※71}」や「危機管理マニュアル」を策定するとともに、不断の見直しを行い、常に災害発生に迅速に対応できる体制の構築に努めます。

【主な取組】

- ・ 災害時において的確に行動する力を培う防災教育の充実
- ・ 学校、家庭、地域が連携した合同避難訓練、引き渡し訓練等の実施
- ・ 気象台や消防署等、専門的な知識を有する関係機関と連携を図った防災教室の開催
- ・ 地理的条件等を踏まえた実効性のある「学校安全計画」や「危機管理マニュアル」等の見直し
- ・ 学校安全や防災教育のあり方について理解を深める教職員研修の充実

※71 学校安全計画

「学校保健安全法」により規定されている学校の安全に関する計画。学校の施設設備の安全点検や児童生徒に対する安全指導、教職員研修などを記載している。

6 中学校部活動地域展開の推進

- 学校部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支える、地域に根ざした持続可能な体制を整備します。
- 生徒の豊かで幅広い活動機会を確保し、子ども一人ひとりが将来にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会の創出に努めます。

【主な取組】

- ・スポーツ・文化芸術活動を地域単位で行う地域に根ざした持続可能な体制の整備
- ・受け皿の拡大による、生徒の多様なニーズに応じた活動機会の確保
- ・休日の部活動の地域への完全移行と平日の部活動地域展開に向けた体制整備

写真

施策の方向性 5

教育の質を高める体制の充実

求められる取組

誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちの可能性を引き出す教育の実現を図るとともに、多様な教育課題に対応することができるよう、教職員として必要な資質能力および専門性を高めることが求められています。

また、学校段階間での連携および学校と家庭、地域、関係機関との連携により、子どもの成長を支える体制の一層の充実を図ることが求められています。

さらに、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、質の高い教育を提供するため、学校における働き方改革を推進することが必要です。

そのほか、ICTの活用により個別最適な学びと協働的な学びを充実させるとともに、校務の効率化が図られるよう、教育DXを推進することが求められています。

今後の展開

教職員研修については、教職キャリア指標に応じた体系的な研修や、多様な教育課題に対応する能力を高める研修を推進するとともに、学校運営への参画意識や職務に対する使命感を高める研修、授業力やICT活用スキルの向上を目指した研修等の充実に努め、教職員の資質能力および専門性の向上に取り組みます。

学校段階間連携については、連続性と系統性を踏まえ、発達の段階に応じたきめ細かな学習指導の充実や、学校間における交流活動を通じた豊かな心の育成に努めます。

また、地域全体で子どもをはぐくむ体制の充実を図るため、学校運営協議会の活性化に努めるなど、地域との連携を一層推進するとともに、関係機関や外部人材を積極的に活用するなど、組織的に子どもたちを育てていく体制の強化に取り組みます。

学校における働き方改革については、秋田市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画に基づき各校が策定した多忙化防止計画をもとに、勤務時間への意識を高める取組を推進するとともに、業務改善や外部人材の積極的な活用により、業務の負担軽減を図ります。

教育DXについては、ICTを効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びの充実を図るとともに、教職員の業務改善を進めるなど、質の高い教育環境の構築を推進します。

1 教職員研修の充実

- 教職員として求められる資質能力の向上を図るため、教職キャリア指標に応じた体系的な研修や、多様な教育課題に対応する能力を高める研修を推進します。
- 授業力の向上を図るため、体験型、問題解決型の演習や互いの指導技術を学ぶ合う授業研究会を実施するなど、研修内容の充実を図ります。

【主な取組】

- ・教職キャリア指標に応じた体系的な研修の充実
- ・学校経営や校務分掌上の職務遂行のために必要な資質能力の向上を図る職務別研修の充実
- ・教科等における指導力の向上を図る専門研修の充実
- ・多様な教育課題への対応に必要な資質能力の向上を図る特別研修の充実
- ・本市学校教育の目標の具現化に関わる課題について、実践的な研究を推進するための課題別研修の実施
- ・全市一斉授業研究会の実施

2 系統性・連続性を踏まえた教育の充実

- 子どもの発達や学びの連続性を踏まえた指導を行うため、幼保小の教員・保育士による情報交換や子ども同士の交流機会の充実に努めます。
- 子ども一人ひとりが安心して小学校生活を始め、自信や意欲を持って活動することができるよう架け橋期のカリキュラムを活用し、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続に努めます。
- 小中9年間を一つのまとまりとしてとらえ、子どもの発達の段階に応じたきめ細かな指導を行うため、小学校と中学校が「目指す子ども像」を共有し、系統性と発展性のある学習指導や、小・中学生がふれあいの中で豊かな人間関係をはぐくむ交流活動を実施するなど、設置状況や学校規模に応じて、小中一貫した考えに立った教育活動の充実に努めます。

【主な取組】

- ・幼児期の教育と小学校教育との連携のあり方について理解を深める教職員研修の充実
- ・架け橋プログラムに基づいた幼保小の円滑な接続を図る取組の充実
- ・一貫性と発展性のある学習指導など、小中一貫した考えに立った教育の推進
- ・中学校区における小学校の設置状況や学校規模に応じた取組の推進

3 家庭・地域・関係機関等との連携体制の充実

- 学校と家庭・地域・関係機関等が相互に連携し、目指すべき子どもの姿や学校の経営方針を共有して子どもの成長を支えるとともに、各校における教育の充実や地域の活性化に向け、互いに支援し合う体制の強化に努めます。
- 子どもたちの学びや心身の健康等を支えるために、関係機関や外部人材を積極的に活用し、専門的な視点から子どもを支援する体制の充実を図ります。

【主な取組】

- ・学校と地域をつなぐ学校運営協議会の効果的な活用の推進
- ・学校と家庭、地域の連携を推進する「絆づくり教育プラン^{※72}」の充実
- ・生徒指導や健康・安全面における外部関係機関との連携の促進
- ・スクールカウンセラーや中学校部活動における外部指導者など、外部人材の効果的な活用の推進
- ・（再掲）郷土の伝統や文化等について学ぶ機会の充実

※72 絆づくり教育プラン

子どもに思いやりの心や互いに支え合おうとする共生の力をはぐくむことを目指し、学校と家庭、地域が連携した取組をまとめた、学校ごとの活動計画

4 教員の働き方改革の推進

- 教員が心身ともに健康で子どもたちと向き合うため、秋田市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画に基づき各校が策定した多忙化防止計画をもとに業務改善を着実に実施するとともに、勤務時間に対する意識の向上に取り組むなど、教員の働き方改革の推進に努めます。
- 教員の負担軽減を図るため、部活動指導や児童生徒を支援する外部人材の充実に努めます。

【主な取組】

- ・秋田市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画に基づき各校が策定した多忙化防止計画による業務改善等の推進
- ・各校の勤務状況の把握、分析と勤務時間の改善、学校業務の適正化に向けた方策の検討
- ・教職員の働き方改革に係る地域・保護者の理解・協力の促進
- ・校務支援システムを活用した業務負担軽減の推進
- ・部活動指導員^{※73}や学級生活支援サポーターなど、学校を支援する人材の派遣

※73 部活動指導員

中学校において、単独で部活動の技術指導や大会への引率を行うことができる職員

5 教育DXの推進

- 一人一台端末等のICT環境を効果的に活用し、子ども一人ひとりの理解度や興味・関心、学び方に応じた学びの充実を図ります。
- 学習履歴や成果物等のデータを活用するなど、子ども一人ひとりの学びを支援する環境を整えます。
- 校務支援システムやAIの活用により校務の効率化を図り、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保します。

【主な取組】

- ・デジタル教材やクラウドの活用など、ICTを活用した学習環境の充実
- ・AIの活用による校務効率化の推進や学習指導の支援の実現
- ・県共通の統合型校務支援システムの導入
- ・多様なデータ関係による学習指導や学校経営等の改善
- ・ロケーションフリーでの柔軟な働き方の実現が可能となるルール作り

写真

施策の方向性 6

市立高等学校等の教育の充実

求められる取組

グローバル化や情報化の急速な進展に伴い、多様化、複雑化した現代社会においては、次代を担う若者がそれぞれの個性や能力を存分に発揮し、自立した人間として他者と協働しながら、社会に積極的に参画し、貢献しようとする態度をはぐくむことが求められています。

このような中、高等学校教育においては、生徒の能力や適性を認め、伸ばし、多様な進路希望に対応した特色ある学校づくりに取り組む必要があります。

今後の展開

各校においては、地域社会の形成に主体的に参画する資質や能力を高め、本市の将来を担う人材を育成する市立高等学校等の役割を踏まえ、生徒一人ひとりの個性の伸長を図るとともに、地域との関わりを重視した教育課程を実施するなど、各校の特色を生かした教育の充実に努めます。

1 秋田商業高等学校の教育の充実

- 本県唯一の商業高等学校として、社会人としての基礎力を身に付け、地域に貢献できる人材を育成するため、「ビジネス実践」の更なる充実に努めるとともに、文武両道の伝統校として心身の錬磨に努めます。
- 学習成果を地域社会に積極的に発信するほか、資格取得を目指した専門科目の指導の充実に取り組みます。

【主な取組】

- ・「AKI SHOP」や「キッズビジネスタウン」、「エコロジカル（生態系保全）ビジネス」など、地域と連携したビジネス実践の充実
- ・資格取得を目指した専門科目の指導の充実
- ・起業意欲の醸成に向けたOB等を講師とした講話会等の開催
- ・豊かな人間形成を図る部活動の充実
- ・進学や就職など幅広い希望に対応した進路指導の充実

2 御所野学院高等学校の教育の充実

- 連携型中高一貫教育校として、「Compact High School！」のスローガンの下、一人ひとりの個性の伸長と愛郷心の高揚を図るとともに、大学連携等により英語力および論理的な思考力を高め、世界に開かれた地域社会を牽引するグローバル人材の育成に取り組みます。
- 連携型中高一貫教育校の特長を生かし、表現科、郷土学、中高合同体験活動など、特色ある教育活動の充実を図ります。

【主な取組】

- ・「表現科」や「郷土学」、中高合同体験活動など、特色ある教育活動の充実
- ・国際教養大学と連携した英語学習の充実
- ・秋田県立大学と連携した論理的思考力育成に向けた取組の推進
- ・自己の生き方について考えを深め、自己実現を目指して学び続ける生徒の育成を図るキャリア教育の充実
- ・生徒一人ひとりの希望に応じたきめ細かな進路指導の充実

3 秋田公立美術大学附属高等学院の教育の充実

- 美術系の高等課程をもつ公立の専修学校として、秋田公立美術大学と連携した高度な専門教育を実践するとともに、時代の要請に応じた教育内容の充実を図り、人間性と専門性を磨き、社会・地域・文化に貢献できる人材の育成に努めます。
- 大学入学資格付与指定の専修学校として、専門教育とともに各教科の指導の充実に努め、幅広い進路の実現を支援します。

【主な取組】

- ・生徒作品展「明日のクリエイターたち」など、学習成果を広く発信する機会の充実
- ・地域協働プロジェクト「ビダイフデザインラボ」の推進
- ・制作活動等を通じた小学校や特別支援学校、高等学校との交流活動の推進
- ・秋田公立美術大学との連携・協力による専門性を高める学習活動の推進
- ・美術・工芸・デザインの専門性を生かした進路希望の実現に向けた指導の充実

【目標 2】生涯を通じて学び、人生を豊かにする教育の充実

施策の方向性 1 学習支援体制の充実

求められる取組

市民の高度化・多様化する学習ニーズに対応するため、幅広い分野での学習活動に対応できる支援体制が求められています。

また、学習活動への関心を高めるためには、各種情報を広く効果的に周知することが重要となっています。

今後の展開

市民の生涯にわたる学習活動を支援するため、市民協働による「学び」の推進体制の充実に努めます。また、市民の学習意欲を高める各種学習情報の提供に努めます。

1 多様な団体等との連携・協働の推進

- 高等教育機関や民間企業等が持つ高い専門性や幅広い分野でのノウハウを生かし、社会教育・生涯学習事業を推進します。
- 地域の団体やサークルなどの学習活動を支援し、様々な分野での学習活動の活性化を推進します。
- 生涯学習奨励員による学習相談など活動の充実に図り、市民の「学び」に対する意識の醸成や事業への参加を促します。

【主な取組】

- ・高等教育機関や民間企業等と連携した講座等の実施
- ・地域の団体等が自主的に企画する学習活動の支援
- ・生涯学習奨励員による相談活動の充実

2 各種学習情報の発信の充実

- 各種学習に関する情報が、十分に届くよう様々な媒体を活用して周知に努め、学習活動の促進を図ります。

【主な取組】

- ・ホームページや生涯学習ガイド等による各種講座やサークル等の情報提供
- ・SNSを活用した学習情報の発信
- ・広報誌等を活用した学習情報の周知

施策の方向性 2 学習機会の充実

求められる取組

人口減少・少子高齢化など社会環境が変化する中、市民の主体的な参加による持続可能な社会づくり、地域づくりに向けて、社会教育はこれまで以上にその役割を果たすことが期待されています。

また、人生100年時代の到来が予測されている中、生涯にわたっていきいきと充実した生活を送るためには、ライフステージに応じた学習が大切であり、そのための環境づくりが求められています。

今後の展開

市民一人ひとりが充実した学習活動ができるよう地域資源や施設の特性を生かし、個々の学習ニーズと社会の要請に応じた魅力ある学習機会の提供に努めます。

1 ライフステージに応じた学習機会の充実と誰もが生涯にわたり学び続けられる環境の整備

- 乳幼児期から高齢期にわたる「学び」の機会の更なる充実を図るとともに、現代的課題や地域課題に取り組むなど社会の変化に対応した「学び」の機会を提供します。
- 若年層が学びやすい体制づくりと事業内容の充実に努め、様々な知識の習得や学習への参加を支援します。
- デジタル化の推進等に対応するため、ICTを活用した市民が利用しやすい学習環境の整備・充実に努めます。
- 障がいのある方々が、学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう支援します。
- 太平山自然学習センターや自然科学学習館においては、様々な体験学習を実施し、青少年の健全育成や市民の生涯学習の推進に努めます。

【主な取組】

- ・乳幼児、青少年、成人および高齢者の各ライフステージに対応した内容の学級・講座等の実施
- ・人生のマルチステージモデルに対応したオンライン講座や、スマートフォンなどのICTの活用について学ぶ講座等の実施
- ・現代的課題や地域が抱えている課題などを学習テーマとした事業の実施
- ・各関係機関と連携した障がいのある方の学びの場の提供や障がいを理解する講座等の実施
- ・太平山自然学習センターにおける、豊かな自然に親しみながら、子どもから高齢者まで各世代が野外活動や集団生活、ものづくりなどを体験する学習機会の提供
- ・自然科学学習館における、身近な科学的事象を題材とした企画の充実を図り、不思議や驚きの発見を促し、科学的な見方・考え方を広げるための展示やワークショップなどの体験学習の実施
- ・受講者アンケートの結果を反映した事業の実施

写真

施策の方向性 3

学習成果の活用支援

求められる取組

学習者が意欲を持って学び続けるためには、学習を通して身につけた知識・技能や経験を、地域社会での活動に生かすことが重要です。これまでの学習を更に深め、学習成果を地域に還元する体制づくりが必要となってきます。

今後の展開

学習者の学習意欲を高めるため、サークル活動等を発表する機会を提供するとともに、学習成果を社会参加や社会貢献活動として生かせる環境の充実に努めます。

1 学習成果の適切な評価と活用の推進

○市民が自ら学習した成果を実感し、学習意欲の更なる向上を目指して学習に取り組める環境づくりに努めます。

【主な取組】

- ・学習者自らが学習履歴を記録する「生涯学習手帳^{※74}」と「講座参加シール」の活用を推奨
- ・学習した内容を自己評価できる機会の提供

※74 生涯学習手帳

秋田県が作成した、学習や活動の積み重ねを記録する手帳。県や市町村のほか、大学・短大・NPOなどが主催する講座等の記録にも活用でき、学習単位の認定や称号の授与の制度と併せて、学習成果を評価し、生かすことができる。

2 地域への学習成果の還元の推進

○学習意欲の向上につながるよう学びの成果を発表できる機会の充実に努めるとともに、学習者が主体的に成果を生かすことができる環境づくりに努めます。

【主な取組】

- ・「市民サービスセンターまつり」や「生涯学習センター」等での展示による学習成果の発表機会の提供
- ・子どもや高齢者等が歴史や文化、まつりなどを学ぶ機会となる「世代間交流事業」の実施
- ・学習者がボランティアとして活動できる機会の提供

施策の方向性 4

地域コミュニティづくりの推進

求められる取組

現在はあらゆるものを取り巻く環境が複雑さを増し、将来の予測が困難な状況にあり、市民が主体的に繋がり合い、変化に柔軟に適応し、他者と共に課題を解決していく力が求められています。

さらに、家族や地域の絆を深め、持続可能な地域運営を支える未来の人材育成が不可欠となるほか、変化に立ち向かう家庭や地域の教育力を社会全体で向上させていくことが必要となります。

そのため、地域の特色や資源を生かした学習活動を促進するとともに、地域づくり協議会をはじめ、町内会、社会福祉、子育て、文化・スポーツなどの関係団体との連携を強化して地域課題の解決に向けた取組を推進する必要があります。

今後の展開

地域づくり協議会などの関係団体と連携を強化して市民サービスセンターを地域における学習活動と交流の拠点として活用し、各種講座やイベントなどの多様な事業を展開することで、地域課題の解決を図ります。

また、学校運営協議会等を通して学校・家庭・地域の連携を進め、地域の伝統文化の伝承活動や親子の体験活動など、様々な活動により家族や地域の絆を深め、持続可能で魅力ある地域コミュニティの形成に努めていきます。

さらに、児童館や放課後児童クラブ等との連携による世代間交流事業や、地域住民が主体となって企画・運営する地域づくり自主企画事業を支援し、多様な世代が交流しながら学び合うネットワークづくりを推進します。

1 学びを通じた地域コミュニティづくりの推進

○地域に根ざした活動の支援や地域と学校が連携した事業等の実施により、家族・地域の絆づくりに努め、地域コミュニティづくりを推進します。

【主な取組】

- ・地域づくり協議会等の関係団体と連携した地域コミュニティづくりの推進
- ・野外活動やものづくりなどを通して、親子がふれあい、絆を深める「親子体験活動事業」の実施
- ・学校と連携した、地域における伝統文化の伝承活動等の実施
- ・家庭・地域の教育力を向上させる家庭教育学級等の実施
- ・学びへの参加のきっかけづくりや地域の学びと活動を活性化する人材の育成
- ・（再掲）地域の団体等が自主的に企画する学習活動の支援
- ・（再掲）「市民サービスセンターまつり」や「生涯学習センター」等での展示による学習成果の発表機会の提供
- ・（再掲）子どもや高齢者等が歴史や文化、まつりなどを学ぶ機会となる「世代間交流事業」の実施

施策の方向性 5 読書活動の推進

求められる取組

市民の生涯にわたる読書活動を推進するために、一人ひとりのライフステージやライフスタイルの多様性に応じた読書環境を整備していくことが求められています。

今後の展開

図書館においては、従来のサービスはもとより、図書館システムやWEB上の情報検索環境の更新や電子書籍の提供など、ICTを活用しながら、市民がより利用しやすい図書館の実現に取り組みます。

また、本市の子どもたちが、読書活動を通して自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める態度を培うために、家庭や地域、学校、図書館等が連携・協力して、いつでもどこでも本と親しむことができる読書環境の充実に努めます。

1 図書館サービスの充実

○幅広い分野で多様な形態の図書館資料を収集していくとともに、市民一人ひとりのニーズや地域の課題に対応した各種事業を創出するほか、市民が必要とする各種情報を利活用しやすい環境づくりに努めます。

【主な取組】

- ・図書、雑誌、視聴覚資料、電子書籍、郷土に関するデジタルアーカイブなど各種資料の整備・充実
- ・レファレンス、各種講座や資料展示、「かぞくぶっくぱっく」や「読書の記録帳」など各種事業などによる多様な読書活動の支援
- ・蔵書検索予約システムや電子書籍貸出サービスなどICTを活用した読書環境の整備・充実
- ・移動図書館や配本事業など、市内全域でのサービスの提供による読書機会の充実

2 子どもの読書活動の推進

- 図書館や子ども家庭センター、市民サービスセンターの子育て交流ひろばにおいて、子どもや家族向けの事業を実施し、家庭での読書活動を支援するとともに、ボランティア等の協力を得ながら子どもが本に親しむ機会を提供し、地域の施設における読書活動の充実に努めます。
- 保育所・幼稚園・認定こども園等において、図書館等関係機関と連携し、子どもの発達の段階に応じた本の充実や、職員の読書に関する知識・理解の向上を図り、読書活動の充実に努めます。
- 子どもの読書に対する興味・関心を高め、進んで本に親しむことができるよう、小・中・高等学校等において発達の段階に応じた読書活動の推進を図るとともに、子どもが中心となった読書活動等を通して、読書に親しむ機会の充実に努めます。

【主な取組】

- ・かぞくぶっくぱっく事業や親子の絵本プラン等の利用促進、おはなし会の実施など、図書館や家庭・地域における読書活動の推進
- ・保育士・教諭、地域のボランティア等による読み聞かせの実施など、保育所・幼稚園・認定こども園等における読書活動の推進
- ・読み聞かせやブックトーク、読書紹介カードの作成など、発達の段階に応じた小・中・高等学校における読書活動の推進

【目標 3】 将来にわたり安全安心で快適な教育環境の整備

施策の方向性 1 良好な教育環境の整備

求められる取組

本市において、人口減少・少子高齢化が進行する中、子どもたちにとってよりよい教育環境を確保するため、「秋田市小・中学校適正配置基本方針」に基づき、将来の望ましい学校のあり方について、引き続き地域との協議を行い、適正配置の取組を進めていく必要があります。

また、経済的な理由や障がいなど様々な事由により学習活動が制約されることのないよう、子どもたちの実情に応じた学習環境の整備に努める必要があります。

さらに、子どもたちが、これからの時代を生きていく上で、ICTを活用する力は重要であり、学校におけるICT環境の整備を図る必要があります。

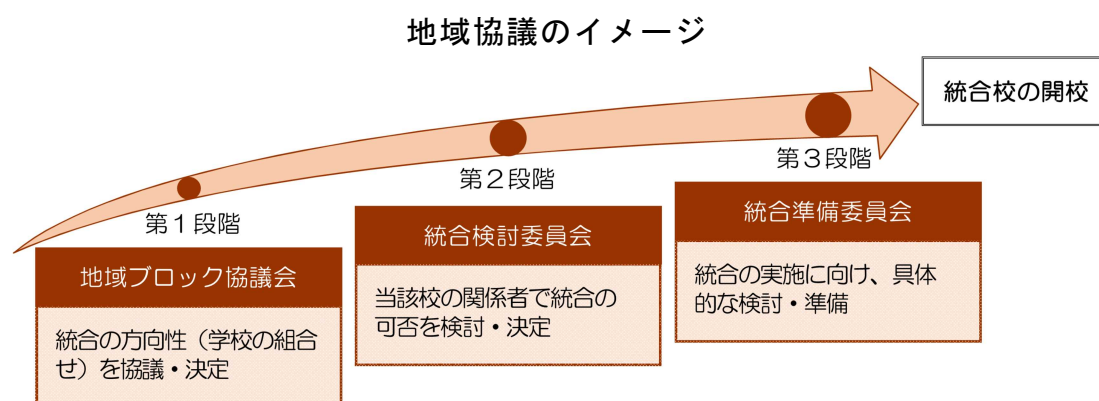
今後の展開

子どもたちにとって良好な教育環境を確保するため、学校の適正配置を推進するほか、経済的な支援や障がいの特性に応じた学習環境の整備に継続して取り組みます。

また、GIGAスクール構想の推進により、子どもたちが、ICTを活用して情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造する活動や、互いの考えを共有して学びあう活動を通して思考力や表現力等をはぐくみます。

1 学校の適正配置

- 児童生徒数の減少が進行する中、将来の児童生徒数を見据え、全市的な観点の下で、地域住民や保護者との十分な合意形成が図られるよう、引き続き、地域との協議を進めます。
- 統合に合意が得られた学校においては、統合前の交流事業の実施や、通学手段の確保により、児童生徒の負担軽減を図るほか、記念事業を実施するなど、地域や保護者の学校への思いに配慮しながら、統合に向けた準備を進めます。



【主な取組】

- ・「秋田市小・中学校適正配置基本方針」に基づく地域協議の実施
- ・統合前の交流事業や記念事業の実施
- ・統合後のスクールバスの運行等

2 ICT環境の充実

○GIGAスクール構想に基づき、児童生徒への1人1台のタブレット端末や大型提示装置、学習用ソフトなどを整備し、管理・運用するほか、タブレット端末を活用した学習を支援するため、小・中学校へICT支援員を配置するなど、学校におけるICT環境の整備を図ります。

【主な取組】

- ・タブレット端末や校内の通信環境等の管理・運用
- ・デジタル教材の整備・充実
- ・ICT支援員の配置
- ・臨時休校時におけるオンライン環境の整備

3 児童生徒の実情に応じた学びの支援

○経済的理由や心身の障がいなど様々な事情によって学習活動が制約されることなく、すべての児童生徒が安心して学習に取り組むことができるよう、経済的支援や障がいの特性に応じた学習環境の整備および教材・教具の提供などに努めます。

【主な取組】

- ・教育費負担の軽減を図るための就学援助費、特別支援教育就学奨励費等の支給
- ・遠距離通学をする児童生徒の負担軽減を図るためのスクールバスの運行、遠距離通学費補助金の交付
- ・特別支援学級の設置および備品の整備
- ・学校施設のバリアフリー化など、障がいに適応した施設設備の整備

施策の方向性 2

安全安心な教育環境の整備

求められる取組

全国的に子どもたちが巻き込まれる事件や事故が発生しており、本市においても、通学路等における子どもたちの安全を確保することが求められています。

また、学校給食においては、食中毒防止や食物アレルギーへの対応など、安全で安心な学校給食の提供が求められています。

さらに、子どもたちや市民の学習活動の基盤となる安全安心で快適な施設の整備に取り組む必要があります。

今後の展開

子どもたちが安全で快適に学び、安心して過ごせる教育環境の整備・充実に努めるほか、衛生管理の徹底や施設の一斉点検、アレルギー除去食や代替食の提供などにより、安全で安心な学校給食の実施に努めます。

また、学校の適正配置の進行を踏まえつつ、学校施設の計画的な老朽化対策および安全対策に取り組むほか、市民の様々なニーズに対応できるよう社会教育施設の設備充実に努めます。

1 校内や通学路等の安全確保

- 子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、子どもを見守る環境の整備や地域社会との連携に努めます。
- 子どもたちが登下校時に交通事故や犯罪に巻き込まれることがないように、PTAや町内会、見守り隊、警察および道路管理者等と協力しながら、地域ぐるみで通学路の安全確保に努めます。
- 子どもたちが学校外でも安心して過ごせるよう、学校、地域、警察および防犯協会等の関係機関と連携し、安全確保の充実に努めます。
- 登下校時を含め、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、クマ被害防止対策を実施するとともに、警察などの関係機関と連携し、安全の確保に努めます。

【主な取組】

- ・すべての市立小学校に防犯カメラを設置
- ・地域社会で子どもを見守る仕組みの構築
- ・警察署等と連携した防犯教室や教職員を対象とした防犯研修の充実
- ・スクールガード養成講習会の実施
- ・「秋田市通学路の交通安全確保に関する連絡協議会」による通学路の合同点検の実施とその危険箇所への対策
- ・「秋田市児童生徒の防犯に関する連絡協議会」による通学路の合同点検の実施とその危険箇所への対策
- ・「秋田っ子まもるメール」配信による注意喚起
- ・市立小中学校全児童生徒にクマよけ鈴を貸与、学校にクマよけスプレーを配布
- ・クマ目撃・出没情報に関して、農地森林整備課、警察、学校および学事課での迅速な情報共有と保護者への注意喚起等の実施

2 安全安心で安定的な学校給食の提供

- 学校給食における安全安心を確保するため、給食調理場の衛生管理および異物混入防止対策を徹底するとともに、品質や栄養価に配慮した食材の選定や食物アレルギーを有する児童生徒への適切な対応に努めます。
- 将来にわたり安全安心な学校給食を持続的かつ安定的に提供するため、「秋田市学校給食調理場再編整備計画」^{※75}に基づき、調理場の再編、厨房機器の更新および調理業務の民間委託の推進に取り組みます。

【主な取組】

- ・給食調理場における調理設備、調理器具の維持・更新
- ・職員研修や衛生訪問指導等の実施による関係職員の安全意識の向上
- ・異物混入防止対策の徹底
- ・物資選定委員会^{※76}の開催等による安全安心な給食物資の選定・調達
- ・学校給食支援員^{※77}の配置等による食物アレルギーを有する児童生徒への適切・確実な対応
- ・「秋田市学校給食調理場再編整備計画」に基づいた調理場の再編、厨房機器の更新および調理業務の民間委託の推進
- ・学校給食における地産地消の推進

※75 秋田市学校給食調理場再編整備計画（再掲）

学校給食を取り巻く諸課題に対応するため、給食センター化や既存の調理場の集約、計画的な厨房機器の更新および調理業務の民間委託への移行などを具体的に定めた整備計画

※76 物資選定委員会

学校給食で使用する食材の添加物やアレルギー等を審査し、購入物資を選定するため、教育委員会、学校長、栄養教諭、栄養職員、技能技師等で構成する組織

※77 学校給食支援員

栄養教諭および学校栄養職員未配置校等における学校給食関係事務処理や食物アレルギー対応を適切に行うために配置する職員。栄養士および調理師免許等を有することを原則としている。

3 教育施設の整備

- 学校施設の機能確保および教育環境の適正な維持管理を図り、児童生徒の安全安心な学校生活を確保するため、学校の適正配置の進行を踏まえつつ、「秋田市学校施設長寿命化計画^{※78}」等に基づいた学校施設の計画的・効果的な老朽化対策および安全対策に取り組みます。
- 社会教育施設については、市民が安全で快適に利用できるよう個別施設計画に基づき、適切な改修・更新に取り組みます。

【主な取組】

- ・「秋田市学校施設長寿命化計画」等に基づく計画的な施設設備の改修・更新
- ・高等学校等施設における計画的な施設設備の改修・更新
- ・社会教育施設における計画的な施設設備の改修・更新

※78 秋田市学校施設長寿命化計画

今後、小・中学校施設が一斉に大規模改修や更新期を迎えることから、長寿命化によりトータルコストの縮減や平準化を図るため、部位別や学校別の優先順位を考慮した40年間の長期方針と令和9年度から令和13年度までの5年間の具体的な整備計画。

第 V 章「参考資料」

第Ⅴ章 参考資料

1 第5次秋田市教育ビジョン検討委員会設置要綱（令和8年6月15日教育長決裁） （設置）

第1条 第5次秋田市教育ビジョン（以下「教育ビジョン」という。）の内容を検討するため、教育委員会に秋田市教育ビジョン検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

（1）教育ビジョン策定に関わる助言および提言

（2）その他教育ビジョンに関する事項

（組織）

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。

（委員長および副委員長）

第5条 委員会に、委員長および副委員長を置く。

2 委員長は、委員の中から互選し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会）

第6条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、部会を置く。

2 部会は、学校教育部会、社会教育部会とする。

3 委員は、いずれかの部会に所属する。

4 部会に、部会長および副部会長を置く。

5 部会長は、部会に所属する委員の中から互選し、副部会長は、部会長が指名する。

6 部会長は、部会の会務を掌理する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

8 部会は、部会長が必要に応じて招集する。

（委員会の事務局）

第7条 委員会の庶務を処理するため、教育委員会総務課に事務局を置く。

2 事務局員は、教育委員会総務課の職員をもって充てる。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和８年６月15日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。

２ 秋田市教育ビジョン検討委員会委員名簿

部 会	氏 名 等		所属団体および役職
学校教育	検討委員会委員長 学校教育部会部会長	佐 藤 修 司	秋田大学大学院教育学研究科教授 秋田大学教育文化学部附属教職高度化センター長 秋田大学教職キャリア支援センター副センター長
	学校教育部会副部会長	毛 内 嘉 威	秋田公立美術大学理事・副学長 秋田公立美術大学教授
	委員	藤 井 慶 博	秋田大学大学院教育学研究科教授
	委員	林 良 雄	秋田大学教育文化学部特別教授
	委員	木 谷 光 男	秋田市小学校校長会会長 秋田市立明德小学校長
	委員	長谷山 庫 之	秋田市中中学校校長会会長 秋田市立秋田東中学校長
	委員	高田屋 馨	秋田市立秋田商業高等学校長
	委員	根 田 達 也	秋田市PTA連合会会長
社会教育	検討委員会副委員長 社会教育部会部会長	石 沢 真 貴	秋田大学教育文化学部教授 秋田市社会教育委員
	社会教育部会副部会長	大八木 敦 彦	秋田公立美術大学名誉教授 秋田市社会教育委員
	委員	三 浦 研 二	秋田市社会教育委員（議長） 秋田市生涯学習奨励員協議会副会長
	委員	瀧 澤 徳 彦	秋田県生涯学習センター学習事業チーム シニアエキスパート
	委員	安 田 礼 子	秋田市立図書館協議会